

資 料 編

資料1 緑の現況とこれまでの取り組み

資料2 緑と水に関する市民アンケート調査結果

資料3 第一次計画の施策の内容と実施結果

資料1 緑の現況とこれまでの取り組み

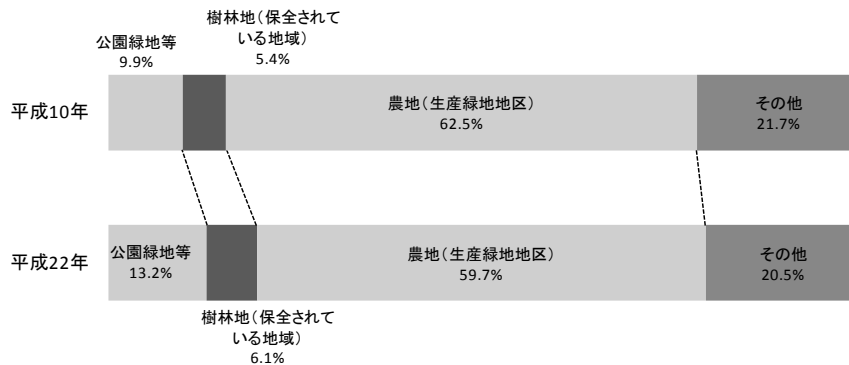
1 緑の現況

(1) 緑地の現況と経年変化

市域面積は、1,292ha、緑地面積は、274.2ha で、緑地率は 21.2%です。

主な緑地の構成と経年変化

年	平成 10 年		平成 22 年	
	面積 (ha)	緑地率 (%)	面積 (ha)	緑地率 (%)
公園緑地等	29.91	2.3	35.94	2.8
樹林地 (保全されている地域)	17.83	1.4	18.14	1.4
農地 (生産緑地地区)	188.89	14.6	162.65	12.6
その他	65.56	5.1	55.85	4.3
合 計	302.19	23.4	272.58	21.1



緑地面積の経年変化

緑地分類				現行計画(人口113956) (平成10年度)			平成22年度(人口116459)			
				平成10年4月1日			平成23年4月1日			
				確保量		㎡／人	供用面積		㎡／人	
				箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		
公園 緑地等	基幹公園計	住区基幹公園	街区公園	84	5.77	0.51	114	7.45	0.64	
			近隣公園	2	7.59	0.67	2	7.59	0.65	
		都市基幹公園	総合公園	0	0.00	0.00	1	2.56	0.22	
					86	13.36	1.17	117	17.60	1.51
		特殊公園		2	1.26	0.11	2	1.26	0.11	
		墓園		1	7.90	0.69	1	7.90	0.68	
		都市緑地		3	1.07	0.09	4	2.05	0.18	
		その他小計		6	10.23	0.90	7	11.21	0.96	
		都市公園 計		92	23.59	2.07	124	28.81	2.47	
		条例等の公園		4	0.25	0.02	4	0.25	0.02	
		都市機構遊園		3	4.16	0.37	3	4.74	0.41	
		都営住宅遊園		3	1.52	0.13	3	1.89	0.16	
		滝山遊歩道		1	0.39	0.03	1	0.39	0.03	
		小 計		11	6.32	0.55	11	7.27	0.62	
	合 計		103	29.91	2.62	135	36.08	3.10		
制度上 安定した 緑地	法によるもの	生産緑地地区		319	185.87		313	160.80		
		風致地区		1	1.50		1	1.50		
		河川区域		2	14.90		2	14.90		
		市民緑地		1	0.10		1	0.10		
		条例等によるもの		1	0.33		1	0.19		
	条例等によるもの	緑地保全地域		8	13.26		8	13.26		
		森の広場		6	2.67		7	2.86		
		樹林地		2	0.07		6	0.33		
	その他	市街化調整区域内の農地		6	3.02			1.85		
	合 計		346	221.72		339	195.79			
公園・緑地の現況			449	251.63		474	231.87			
社会通念 上安定した 緑地	神社・寺の境内地 企業グラウンド 学校(小・中学校・高校)		17	8.13		17	7.26			
			1	5.50		0	0.00			
			28	39.20		26	36.74			
	合 計	46	52.83		43	44.00				
緑地の重複			6	2.27		7	3.15			
緑地総計			489	302.19		510	272.72			

(2) 緑被地の現況と経年変化

緑被率（平成 23 年の航空写真による）は、全市域の 34.2%、このうち樹木・樹林 14.7%、草地 5.6%、農地 13.9%です。

緑被地の現況と経年変化

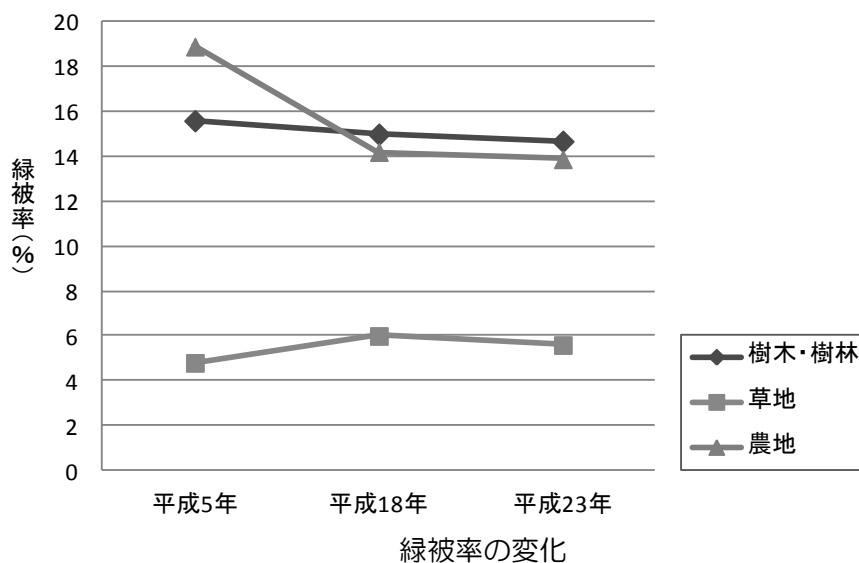
	平成5年※1		平成18年※2		平成23年※3	
	面積 (ha)	緑被率 (%)	面積 (ha)	緑被率 (%)	面積 (ha)	緑被率 (%)
樹木・樹林	201.4	15.6	193	15	189.7	14.7
草地 ※4	60.8	4.8	77.8	6	72.3	5.6
農地	244.3	18.9	183.3	14.2	179.3	13.9
緑被地	506.6	39.2	454.1	35.1	441.3	34.2

※1 出典：平成5年度多摩六都みどりの実態調査（航空写真より縮尺 1/2500 地形図上で 10 m²以上の緑被地を抽出）

※2 出典：平成 18 年 4 月から 5 月にかけて撮影されたデジタルオルソ画像（地上解像度 25 cm）から緑被地を抽出

※3 平成 18 年のデータを平成 23 年航空写真により経年変化修正したもの

※4 平成 23 年度時点の草地の内訳は、河川等の草地 6.8ha（0.53%）、空地の雑草など一時的な草地 16.5ha（1.28%）、公園、住宅地等の管理された草地（芝生）等 48.9ha（3.79%）です。



(3) まとまった樹林地とその保全状況

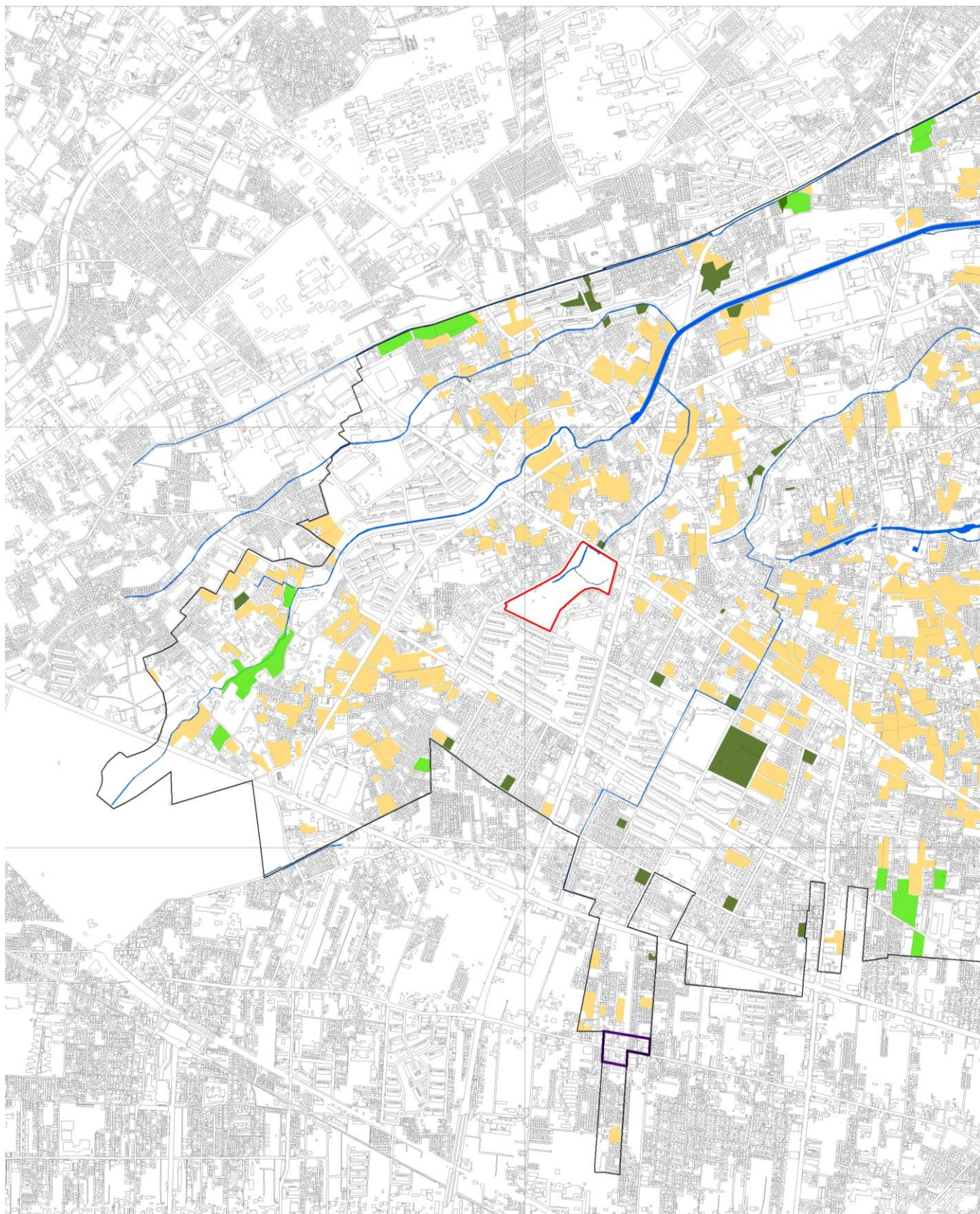
300 m²以上のまとまった樹林地は約 121.96ha です。このうち、緑地保護区域（0.19ha）、緑地保全地域（13.26ha）、森の広場（2.86ha）、市有の樹木地（0.33ha）など条例等で保全されている樹林地は 16.64ha です。また、都市計画公園内には 4.17ha 分布しています。

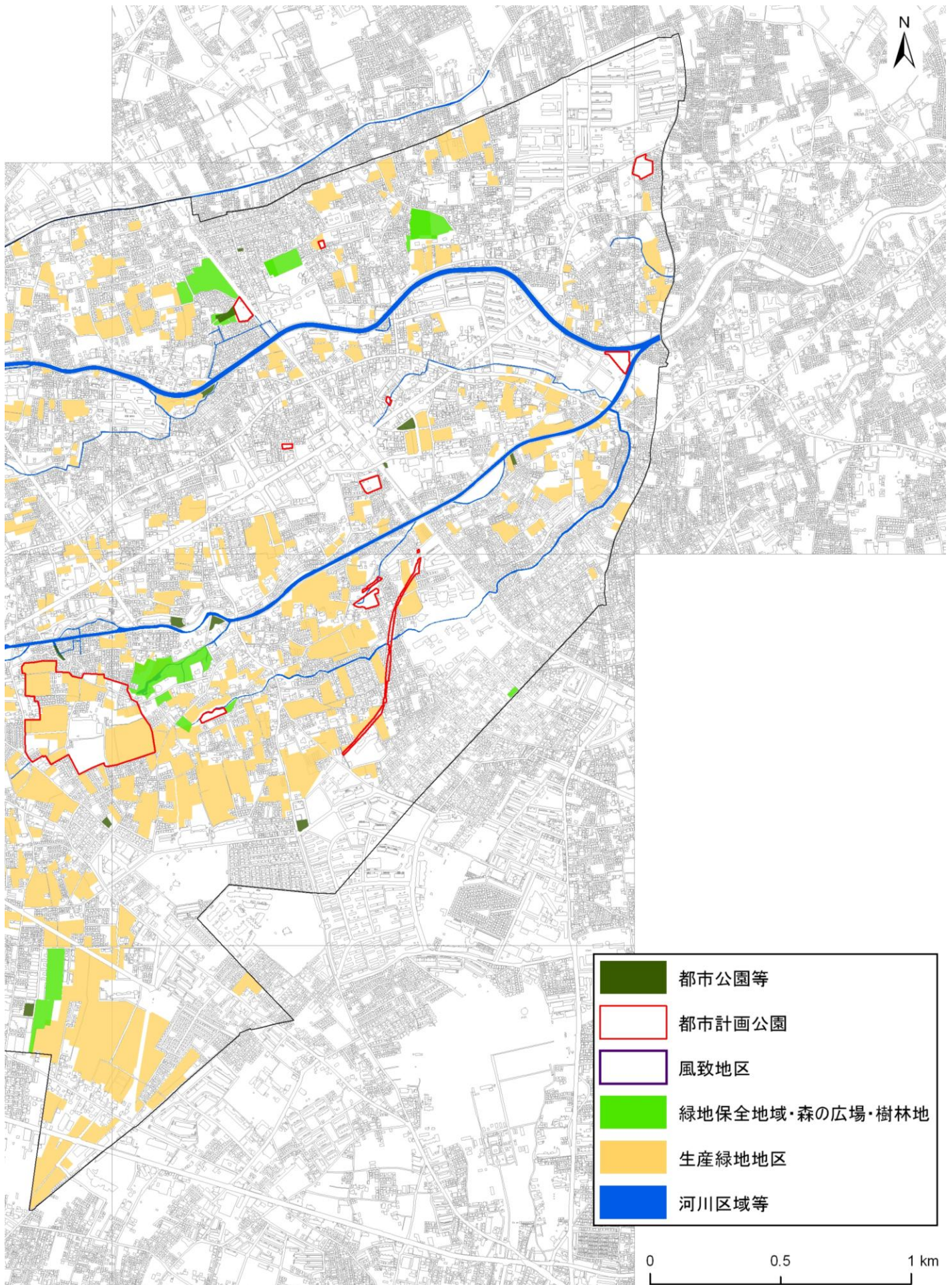
(4) 農地と生産緑地

農地（平成 20 年調査）では、182.0ha、生産緑地地区（平成 23 年時点）は 160.8ha で、農地の 88.4%を生産緑地が占めています。

緑地現況図

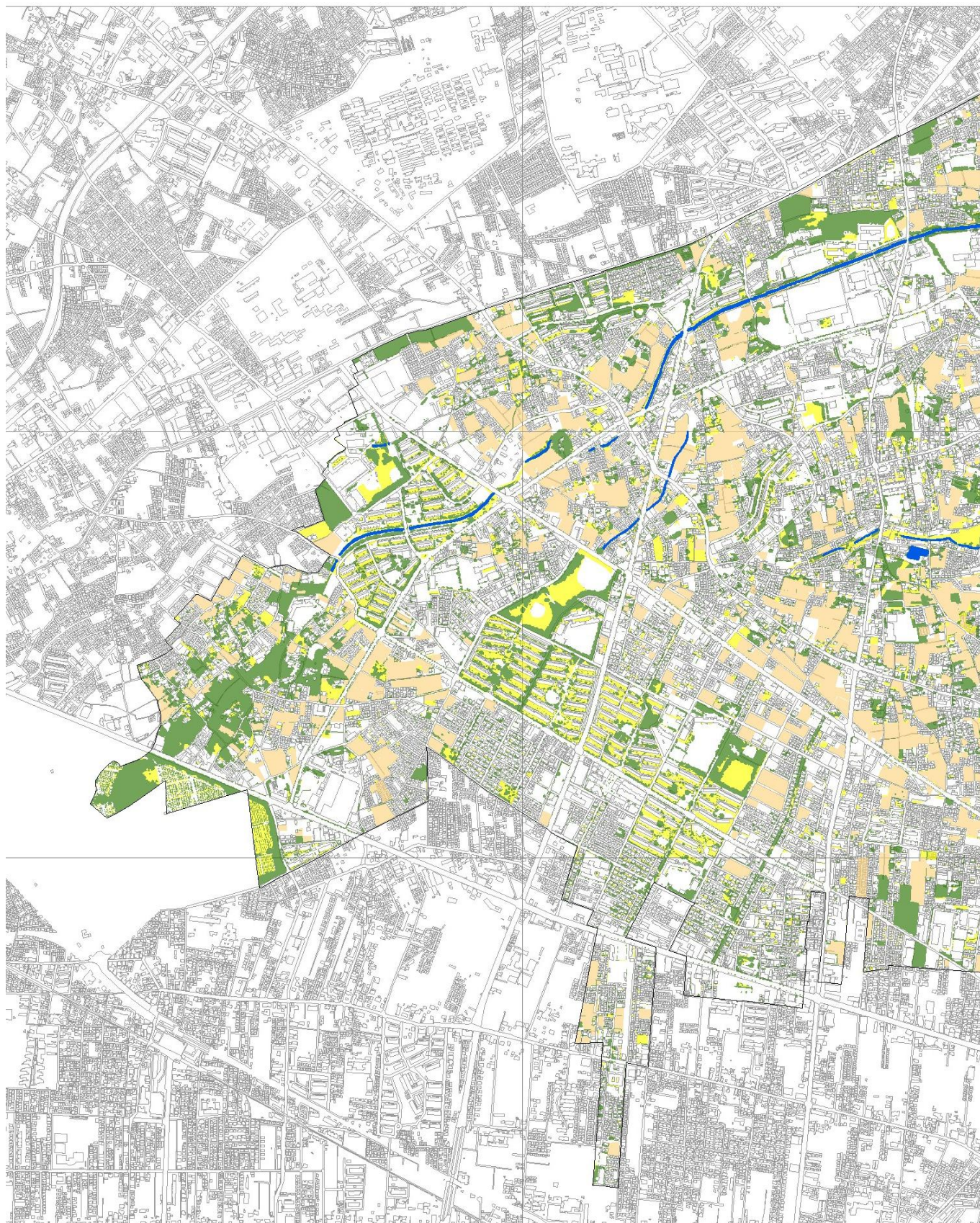
平成 24 年 3 月末現在

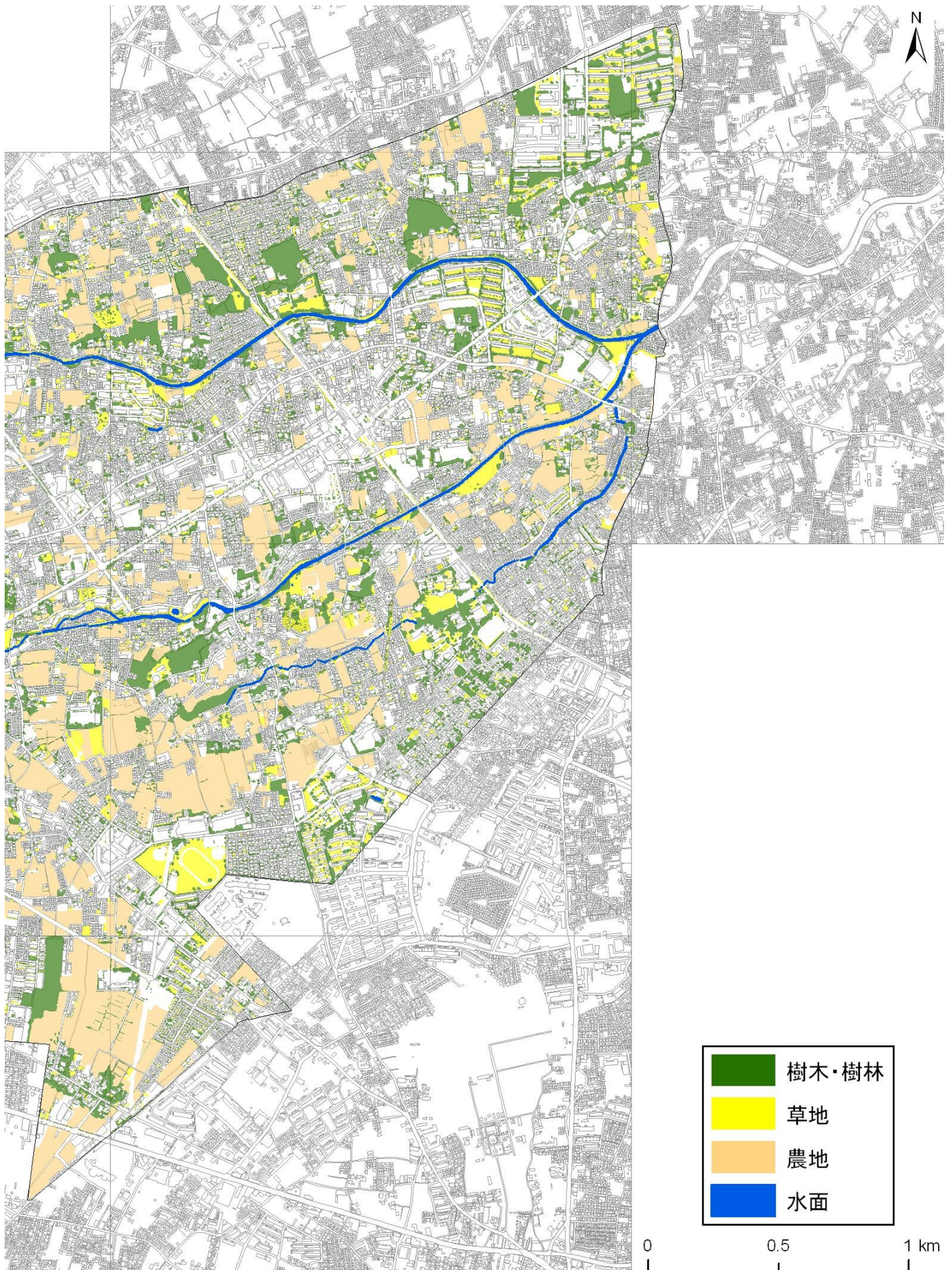




緑被分布図

「東久留米市みどりの基本計画（見直し）策定業務報告書（平成 20 年 3 月）」資料を平成 23 年の航空写真により修正したもの

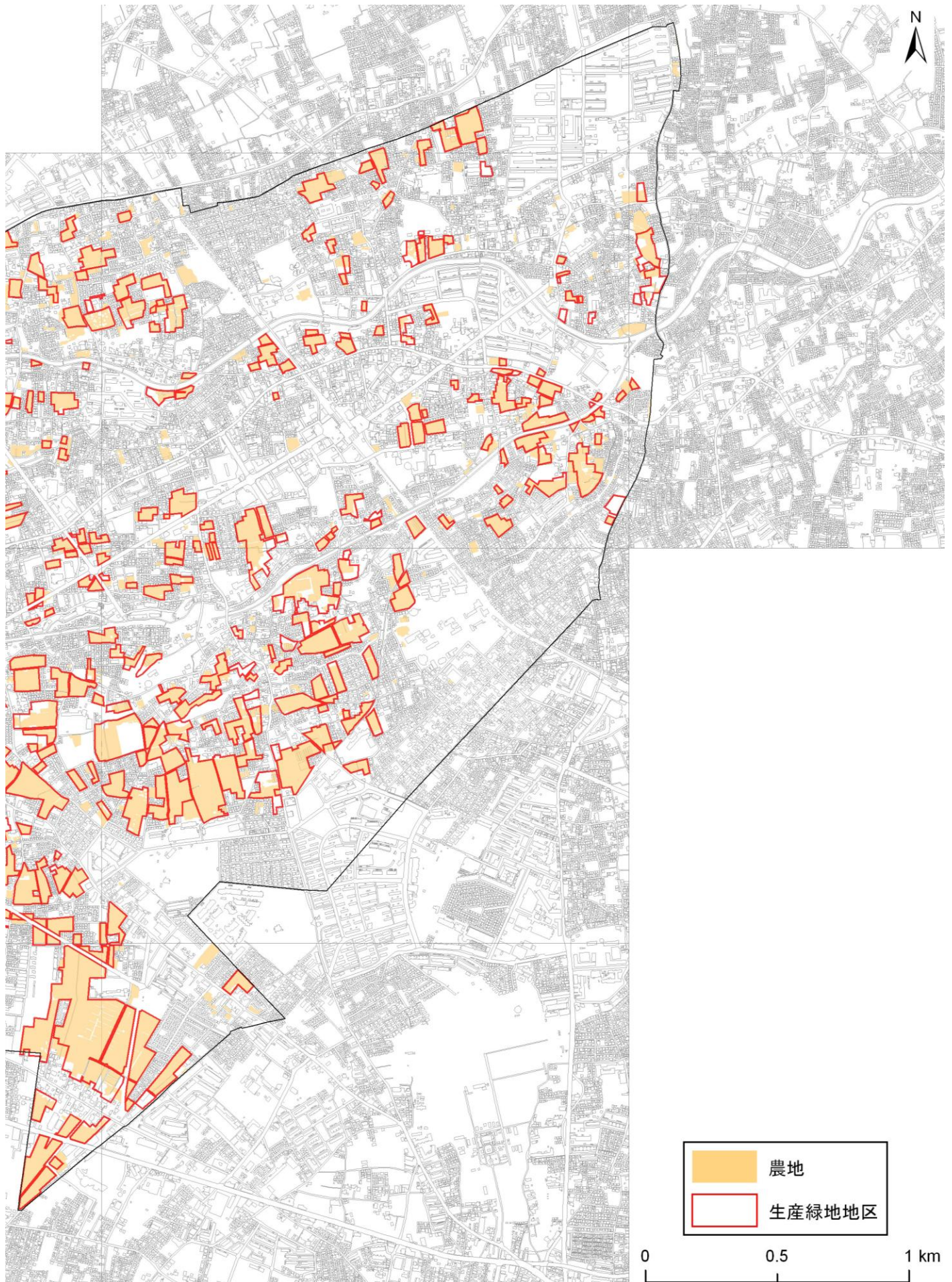




農地と生産緑地

平成 23 年 1 月撮影の航空写真及び東久留米市都市計画図（平成 24 年 1 月現在）より作成したもの





2 これまでの水と緑の取り組み

(1) 保全地域等

① 東京都の歴史環境保全地域・緑地保全地域の管理

保全地域とは、東京都の制度によるもので、市は都から保全地域の管理委託を受け、保全地域を良好な状態に維持するため、下草刈り、除草、落ち葉かき、ごみ拾い、支障枝処理、枯木及び野火止用水沈砂池管理等を行っています。また、管理は東久留米自然ふれあいボランティアと協働で行っています。

名 称	住 所	面 積 (㎡)
野火止用水歴史環境保全地域	下里六丁目、野火止二丁目、小山五丁目	27,515 ※水路(776㎡)を除く
南沢緑地保全地域	南沢三丁目	25,355
南町緑地保全地域	南町三丁目	11,219
小山緑地保全地域	小山一丁目	19,737
氷川台緑地保全地域	氷川台一丁目	10,097
金山緑地保全地域	金山町一丁目	13,216
前沢緑地保全地域	前沢三丁目	11,885
柳窪緑地保全地域	柳窪四・五丁目	13,592
計	8箇所	132,616

② 森の広場

都市公園や緑地の不足を補うため、民有地の樹林地を借上げ、森の広場として市民に開放しています。

名 称	所 在	面 積 (㎡)
金山森の広場	金山町一丁目 15 番	(金山緑地保全地域内) 8,274.00
成美森の広場	氷川台一丁目 21 番	(氷川台緑地保全地域内) 2,021.00
前沢森の広場	前沢三丁目 13 番	4,598.00
前沢第二森の広場	前沢三丁目 4 番	1,596.76
柳窪森の広場	柳窪二丁目 1 番	2,002.00
南町森の広場	南町三丁目 9 番	8,238.00
柳窪けやき森の広場	柳窪五丁目 4 番	1,912.00
計	7箇所	28,641.76

③ 樹林地

緑地の推進保護・保全を図るため、「東久留米市のみどりに関する条例」及び「都市緑地法」に沿い、一団の樹林地を市が公有地化したものです。

名 称	所 在	面 積 (㎡)
学園樹林地	学園町一丁目 14 番	496.15
向山樹林地	南沢三丁目 16 番	213.24
柳窪樹林地	柳窪五丁目 4 番	204.94
柳窪第二樹林地	柳窪四丁目 15 番	405.52
下里樹林地	下里六丁目 5 番	167.72
南沢樹林地	南沢三丁目 13 番	1,794.62
計	6箇所	3,282.19

④ 市民緑地

「都市緑地法」に基づき、緑地保全を図るため所有者と市が協定を締結し、市民に公開した緑地です。

名 称	所 在	面 積 (㎡)
南沢第一市民緑地	南沢三丁目 16 番	968

⑤ 保存樹木等

「東久留米市のみどりに関する条例」に基づき、木の高さが10m以上で、地上から1.5mでの位置の幹の直径が50cm以上（周囲1.57m）の樹木を保存樹木として指定しています。指定された樹木等については、市の補助金の交付対象となります。

区 分		平成22年度	平成23年度	備 考
保存樹木		506本	505本	
保存樹林	樹林地	4,675㎡	4,675㎡	2箇所
	生垣	3,528m	3,497m	
緑地保護区域		1,853㎡	1,853㎡	南沢緑地内1箇所

⑥ 宅地開発等に伴う緑化面積

みどり豊かな生活環境を保全するために、「東久留米市宅地開発等に関する条例」に基づき、事業面積（宅地開発等を行う土地の面積）が3,000㎡未満の場合に、事業面積の3%を公共的な緑地として事業者（土地所有者）に整備及び管理していただいています。

年 度	対象事業区域数	緑化面積（㎡）
平成18年度	13	393.51
平成19年度	11	437.22
平成20年度	17	641.34
平成21年度	10	357.78
平成22年度	13	485.13
平成23年度	23	825.64

⑦ 生産緑地の推移

年 度	地 区 数	面 積（ha）
平成21年度	317	162.33
平成22年度	313	160.80
平成23年度	315	158.02

資料：都市建設部都市計画課

（２） 緑化の推進

① 緑の基本計画（第一次計画）

平成10年11月、東久留米市の地域性と独自性を生かした緑地保全・緑化の推進を図ることを目的として、「良好な都市の環境をつくる」視点から、「東久留米市緑の基本計画」が策定されました。

この計画は、長期的な視点からみどりと共生するまちの将来を描き、それを実現するための目標や事業を掲げています。

そして、この計画の基本理念を「水・みどり・人のネットワークづくりをめざして」として、7項目の基本方針を、実現へ向けての柱として立てています。

（注釈）緑の基本計画（第一次計画）では、「緑」「みどり」を使い分けています。「緑」は、樹林・草木・草花をさし、「みどり」は、多くの場合、水と緑と動物をイメージして使用しています。

② みどりの基金（緑の積立金）

緑地保全・緑化推進を図るための資金を蓄えていくための制度です。宅地開発に伴っての緑化基金寄付や一般寄付等を積み立てています（平成 23 年度末基金残高 878,815 千円）。

③ 東京の名湧水

東京都は湧水の保護と回復を図るため、水量、水質、その湧水にまつわる由来、あるいは、周辺の景観などに優れた湧水等を「東京の名湧水（57 選）」として指定しています。東久留米市内には、この内 3 箇所（南沢緑地、竹林公園、黒目川天神社前）が選ばれています。

④ まちなみの緑化推進（道路の修景）

東久留米市の中心市街地である、東久留米駅の東側（駅東口～都道 234 号線間）と西側（駅西口～都市計画道路 3・4・12 号線間）に「NPO 東久留米フラワーネットワーク」がボランティア活動にて、道路の歩道に植栽（パンジー、ベゴニア）を施し、その管理をしています。

⑤ 平成の名水百選

「名水百選」の選定から 20 年以上が経過し、環境省は水環境保全の一層の推進を図ることを目的に、地域の生活に溶け込んでいる清澄な水や水環境の中で、特に地域住民などによる主体的かつ持続的な保全活動が行われているものを平成 20 年に「平成の名水百選」として選定しました。

この内、東久留米市の「落合川と南沢湧水群」が東京都内で唯一選ばれました。

（3）雨水かん養（雨水浸透施設）

雨水を積極的に地面に浸透させることにより、みどりの育成に必要な地下水のかん養と、地下水、湧水、その他自然環境の保全及び回復を図るとともに雨水流出を抑制することを目的として、雨水浸透施設設置事業を行っています。

① 公共施設への雨水浸透施設の設置

・・・これまで学校を中心に 13 箇所設置しています。

8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度
旧大道幼稚園	下里小	下里中	—	五小
13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	24 年度
南町小	小山小・九小	一小・西中	七小・本村小	西中・本村小

② 既存住宅への雨水浸透施設設置補助金を交付しています。

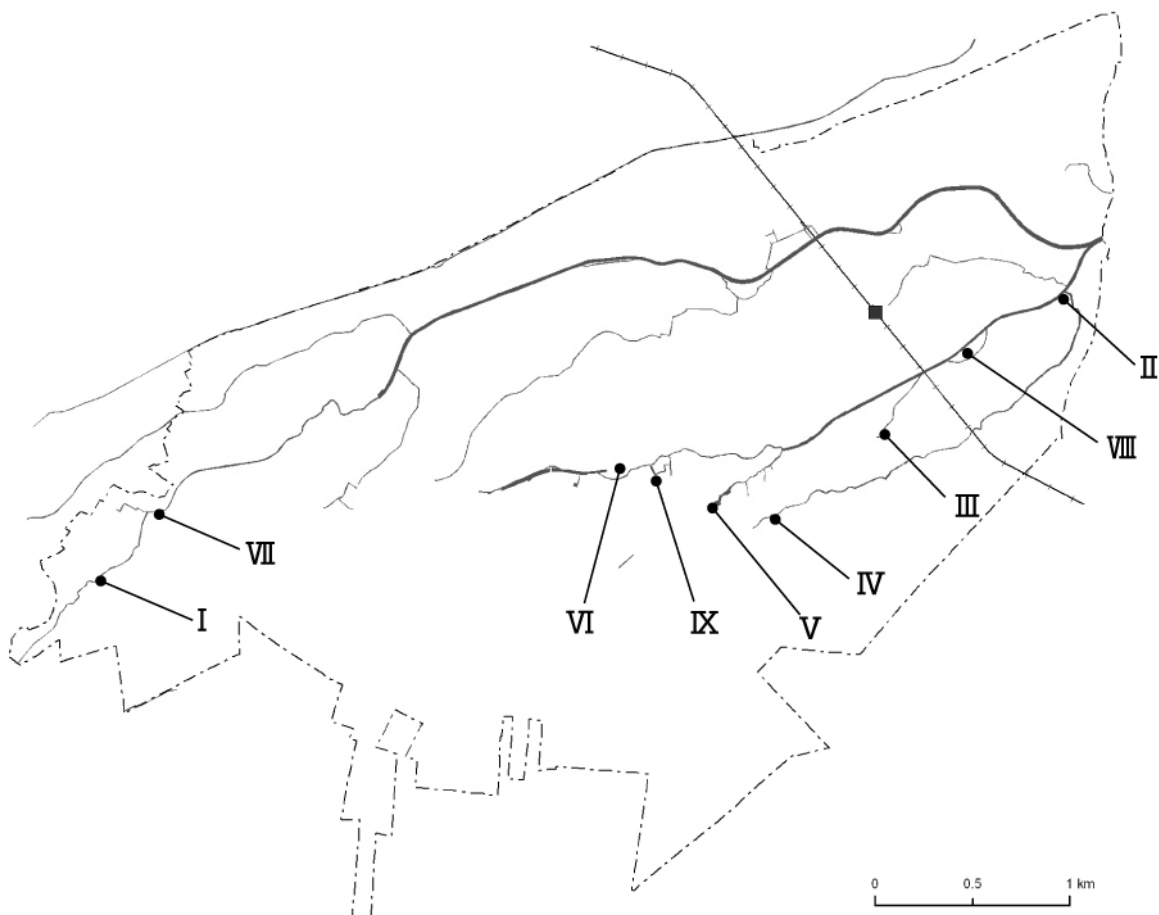
年 度	6～11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
件 数	545	32	10	19	41	33	14
基 数	1,784	93	32	51	107	93	48
年 度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	合 計
件 数	19	11	14	3	4	10	755
基 数	59	37	25	7	7	20	2,363

(4) 湧水地の調査

この調査は平成 14 年度から、市内の湧水箇所として特徴的な地点 5 箇所を選び、水量や水質等を観察しています。

※平成 20 年度より地点 4 箇所を追加

- | | | |
|------|--------------------|----------------|
| I | 黒目川・・・柳窪四丁目 15 番先 | 天神橋上流 |
| II | 落合川・・・浅間町二丁目 5 番先 | 閻魔（えんま）堂 |
| III | 落合川・・・南沢一丁目 7 番先 | 竹林公園 |
| IV | 立野川・・・南沢三丁目 16 番先 | 向山緑地公園 |
| V | 落合川・・・南沢三丁目 9 番先 | 宮前橋上流－南沢氷川神社付近 |
| VI | 落合川・・・中央町六丁目 4 番先 | 神明通り上流 |
| VII | 黒目川・・・柳窪五丁目 8 番先 | 黒目川第 10 小学校裏 |
| VIII | 落合川・・・新川町一丁目 18 番先 | 不動橋広場 |
| IX | 落合川・・・中央町三丁目 8 番先 | 神明山公園ひょうたん池 |



資料2 緑と水に関する市民アンケート調査

(1) 調査方法及び回収状況

- ① 調査対象 住民票により無作為に抽出（20 歳以上の市民）
- ② アンケート調査票の発送日 平成 23 年 8 月 10 日
- ③ アンケート調査票返送期限 平成 23 年 8 月 25 日
- ④ アンケート調査票発送人数 1200 人（うち 5 通は配達できず）
- ⑤ アンケート調査票返送人数 564 人
- ⑥ 回収率 47.2%

平成 9 年度調査は、調査票発送人数 500 人。調査票返送人数 235 人 回収率 47.0%でした。

(2) 単純集計結果

以下 P74～P80 に示すとおり

(3) クロス集計結果

主な設問のクロス集計のグラフは、P80～P83 に示すとおり。

回答の比率（％）は、その質問の回答者数を基数として算出した。従って、複数回答の設問はすべての比率を合計すると 100％を超える。

なお、ブロック別の町名は以下のとおりである。

第1ブロック：上の原、神宝町、金山町、氷川台、大門町

第2ブロック：新川町2丁目、ひばりが丘団地、南沢1・2丁目、学園町、浅間町

第3ブロック：東本町、新川町1丁目、本町、幸町1・3・4丁目、中央町1・2・6丁目

第4ブロック：小山、幸町2・5丁目、下里1・7丁目、野火止、八幡町1丁目

第5ブロック：中央町3・4・5丁目、南沢3・4・5丁目、前沢1丁目、南町、八幡町2・3丁目

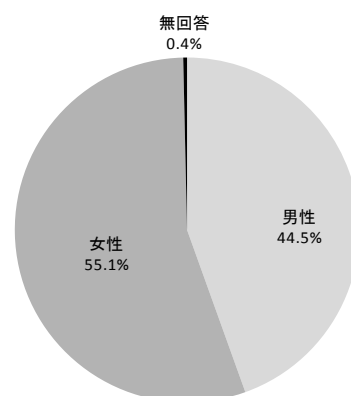
第6ブロック：前沢2・3・4・5丁目、滝山、弥生

第7ブロック：下里2・3・4・5・6丁目、柳窪

<単純集計結果>

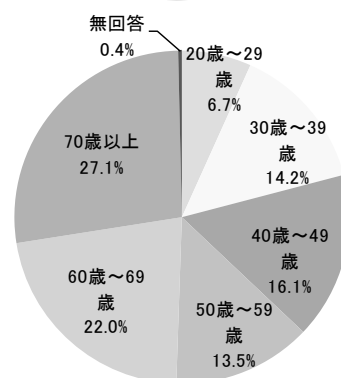
問1：性別

	回答者数		
1	男性	251	44.5%
2	女性	311	55.1%
	無回答	2	0.4%



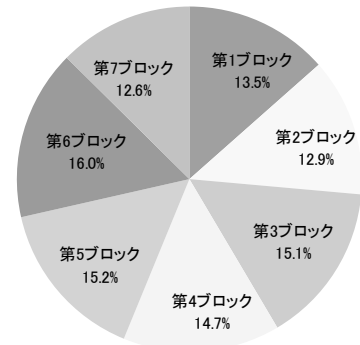
問2：年齢

	回答者数		
1	20 歳～29 歳	38	6.7%
2	30 歳～39 歳	80	14.2%
3	40 歳～49 歳	91	16.1%
4	50 歳～59 歳	76	13.5%
5	60 歳～69 歳	124	22.0%
6	70 歳以上	153	27.1%
	無回答	2	0.4%



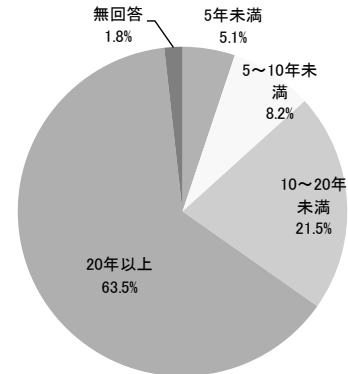
問3:お住まいの地区

	回答者数	564	
1	第1ブロック	76	13.5%
2	第2ブロック	73	12.9%
3	第3ブロック	85	15.1%
4	第4ブロック	83	14.7%
5	第5ブロック	86	15.2%
6	第6ブロック	90	16.0%
7	第7ブロック	71	12.6%



問4:居住年数

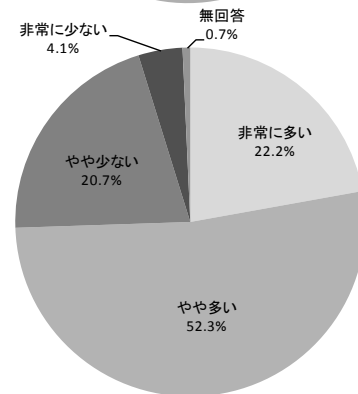
	回答者数	564	
1	5年未満	29	5.1%
2	5～10年未満	46	8.2%
3	10～20年未満	121	21.5%
4	20年以上	358	63.5%
	無回答	10	1.8%



問5:お住まいの周辺の緑

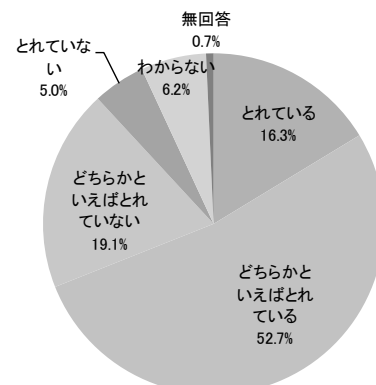
	回答者数	560	
1	非常に多い	125	22.3%
2	やや多い	295	52.7%
3	やや少ない	117	20.9%
4	非常に少ない	23	4.1%
	無回答	4	0.7%

	平成9年度調査	平成23年度調査
非常に多い	17.6%	22.3%
やや多い	54.9%	52.7%
やや少ない	22.5%	75.0%



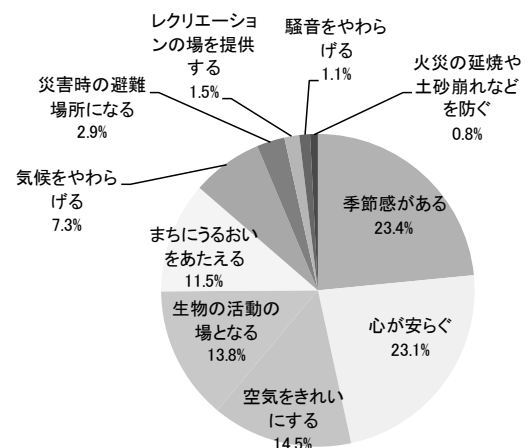
問6:市内の緑の環境と生活環境との調和

	回答者数	564	
1	とれている	92	16.3%
2	どちらかといえばとれている	297	52.7%
3	どちらかといえばとれていない	108	19.1%
4	とれていない	28	5.0%
5	わからない	35	6.2%
	無回答	4	0.7%



問7:「緑」の好ましい点(3つ)

	回答数	1629	
1	季節感がある	382	23.4%
2	心が安らぐ	377	23.1%
3	空気をきれいにする	236	14.5%
4	生物の活動の場となる	225	13.8%
5	まちにうるおいをあたえる	187	11.5%
6	気候をやわらげる	119	7.3%
7	災害時の避難場所になる	47	2.9%
8	レクリエーションの場を提供する	25	1.5%
9	騒音をやわらげる	18	1.1%
10	火災の延焼や土砂崩れなどを防ぐ	13	0.8%

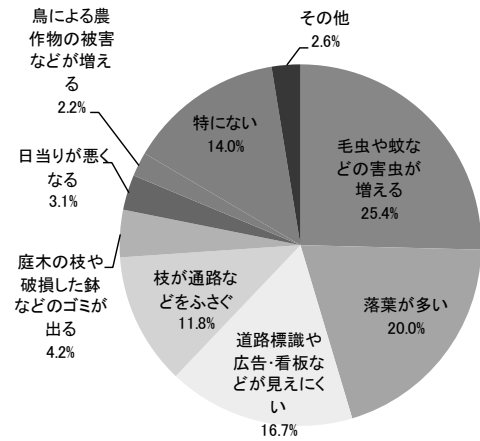


平成9年調査と上位3つは同傾向

問8:「緑」の弊害(2つ)

	回答数	
1	毛虫や蚊などの害虫が増える	258 25.4%
2	落葉が多い	203 20.0%
3	道路標識や広告・看板などが見えにくい	170 16.7%
4	枝が通路などをふさぐ	120 11.8%
5	庭木の枝や破損した鉢などのゴミが出る	43 4.2%
6	日当たりが悪くなる	32 3.1%
7	鳥による農作物の被害などが増える	22 2.2%
8	特にない	142 14.0%
9	その他	26 2.6%

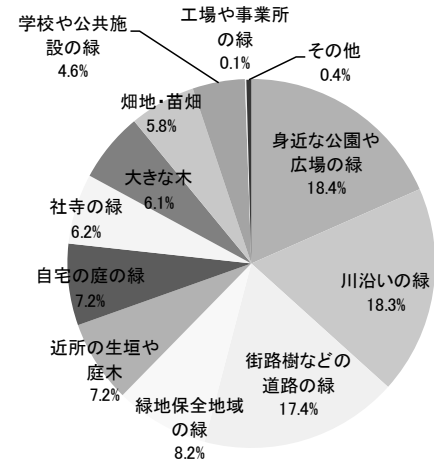
平成9年調査と上位3つは同傾向



問9:お住まいの近くの緑を感じるもの(3つ)

	回答数	
1	身近な公園や広場の緑	297 18.4%
2	川沿いの緑	296 18.3%
3	街路樹などの道路の緑	281 17.4%
4	緑地保全地域の緑	133 8.2%
5	近所の生垣や庭木	117 7.2%
6	自宅の庭の緑	116 7.2%
7	社寺の緑	100 6.2%
8	大きな木	99 6.1%
9	畑地・苗畑	94 5.8%
10	学校や公共施設の緑	74 4.6%
11	工場や事業所の緑	2 0.1%
12	その他	7 0.4%

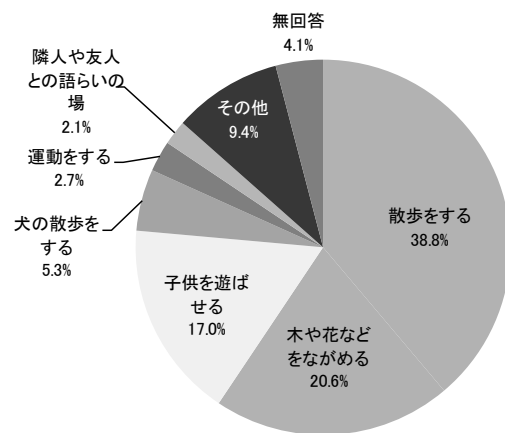
平成9年調査と上位3つは、順位は変わったが同じ



問10:公園の利用

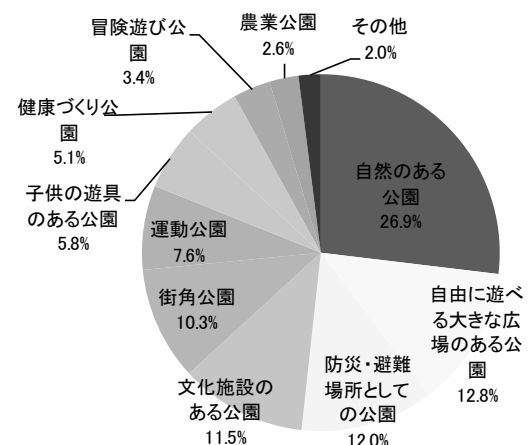
	回答者数	
1	散歩をする	219 38.8%
2	木や花などをながめる	116 20.6%
3	子供を遊ばせる	96 17.0%
4	犬の散歩をする	30 5.3%
5	運動をする	15 2.7%
6	隣人や友人との語らいの場	12 2.1%
7	その他	53 9.4%
	無回答	23 4.1%

平成9年調査と上位3つは同傾向



問11:近くにあると良い公園(2つ)

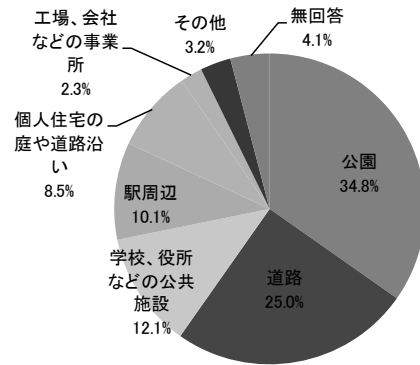
	回答数	
1	自然のある公園	296 26.9%
2	自由に遊べる大きな広場のある公園	141 12.8%
3	防災・避難場所としての公園	132 12.0%
4	文化施設のある公園	126 11.5%
5	街角公園	113 10.3%
6	運動公園	84 7.6%
7	子供の遊具のある公園	64 5.8%
8	健康づくり公園	56 5.1%
9	冒険遊び公園	37 3.4%
10	農業公園	29 2.6%
11	その他	22 2.0%

今回は防災・避難場所としての公園が3位に
(平成9年調査では5位 10.4%)

問 12: 緑を増やす効果的な場所

	回答数		
1	公園	196	34.8%
2	道路	141	25.0%
3	学校、役所などの公共施設	68	12.1%
4	駅周辺	57	10.1%
5	個人住宅の庭や道路沿い	48	8.5%
6	工場、会社などの事業所	13	2.3%
7	その他	18	3.2%
	無回答	23	4.1%

今回は学校・役所などの公共施設が3位に(平成9年調査では5位8.7%)



問 13: 私有地の樹木樹林の保全

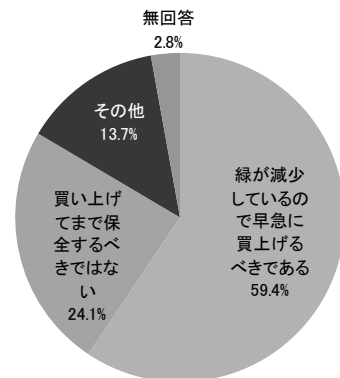
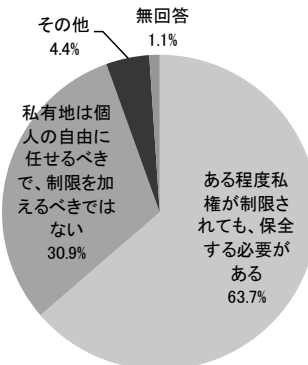
ア 賛成の意見

	回答者数		
1	ある程度私権が制限されても、保全する必要がある	359	63.7%
2	私有地は個人の自由に任せるべきで、制限を加えるべきではない	174	30.9%
3	その他	25	4.4%
	無回答	6	1.1%

平成9年調査と上位3つは同傾向

イ 公共性の高い樹林地の買い上げについて

	回答者数		
1	緑が減少しているので早急に買上げるべきである	335	59.4%
2	買い上げてまで保全するべきではない	136	24.1%
3	その他	77	13.7%
	無回答	16	2.8%



問 14: 農地について

ア 東久留米市の市街化区域内の農地のあり方について

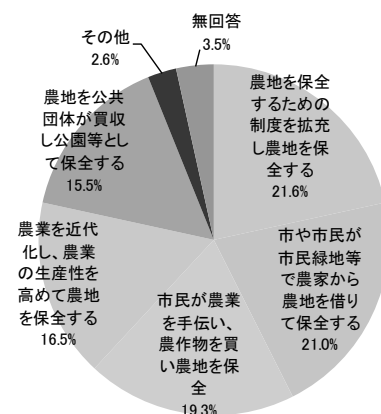
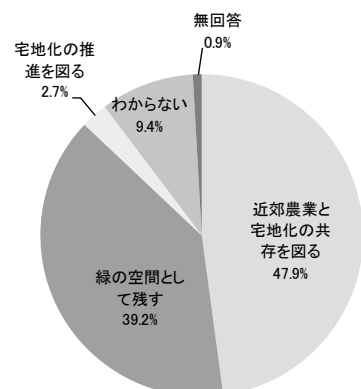
	回答者数		
1	近郊農業と宅地化の共存を図る	270	47.9%
2	緑の空間として残す	221	39.2%
3	宅地化の推進を図る	15	2.7%
4	わからない	53	9.4%
	無回答	5	0.9%

「近郊農業と宅地化の共存を図る」が1位に(平成9年調査では2位33.6%)

イ 農地を緑地として残すためにどのような手だてが必要だと思いますか

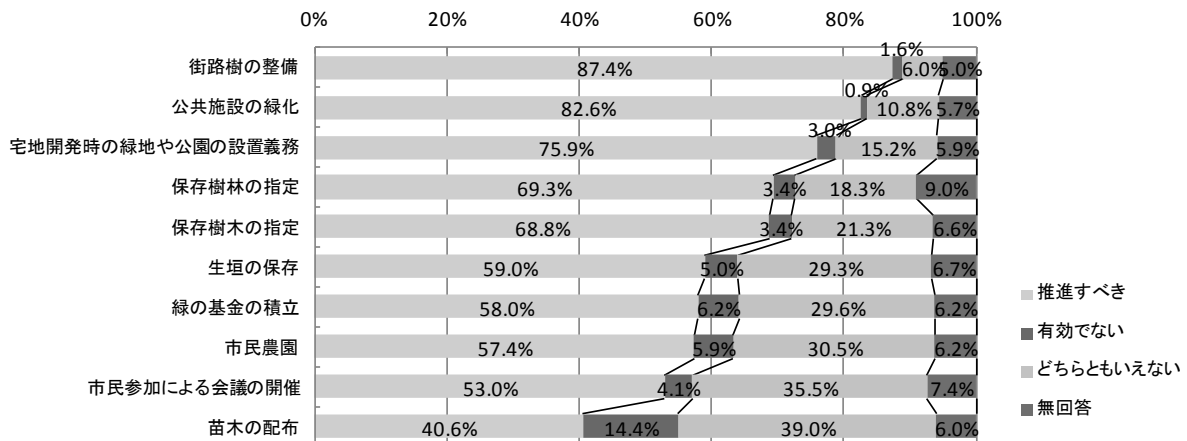
	回答者数		
1	農地を保全するための制度を拡充し農地を保全する	106	21.6%
2	市や市民が市民緑地等で農家から農地を借りて保全する	103	21.0%
3	市民が農業を手伝い、農作物を買い農地を保全	95	19.3%
4	農業を近代化し、農業の生産性を高めて農地を保全する	81	16.5%
5	農地を公共団体が買収し公園等として保全する	76	15.5%
6	その他	13	2.6%
	無回答	17	3.5%

この無回答は、問14・アで1か2と答えた方でイで無回答だった数
平成9年調査と上位3つは同傾向



問 15 緑豊かなまちづくりのための施策・事業について

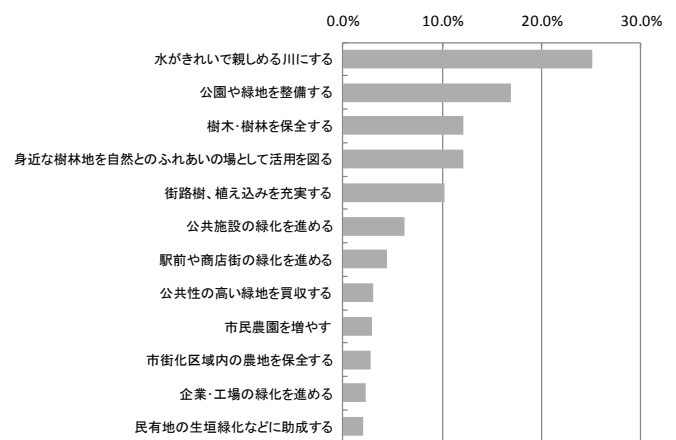
回答数	564			
	推進すべき	有効でない	どちらともいえない	無回答
1 街路樹の整備	493	9	34	28
2 公共施設の緑化	466	5	61	32
3 宅地開発時の緑地や公園の設置義務	428	17	86	33
4 保存樹林の指定	391	19	103	51
5 保存樹木の指定	388	19	120	37
6 生垣の保存	333	28	165	38
7 緑の基金の積立	327	35	167	35
8 市民農園	324	33	172	35
9 市民参加による会議の開催	299	23	200	42
10 苗木の配布	229	81	220	34



問 16: 緑豊かなまちづくりのために市が力を入れてほしいこと(3つ以内)

回答数	1619	
1 水がきれいで親しめる川にする	406	25.1%
2 公園や緑地を整備する	274	16.9%
3 樹木・樹林を保全する	196	12.1%
4 身近な樹林地を自然とのふれあいの場として活用を図る	196	12.1%
5 街路樹、植え込みを充実する	165	10.2%
6 公共施設の緑化を進める	100	6.2%
7 駅前や商店街の緑化を進める	71	4.4%
8 公共性の高い緑地を買収する	49	3.0%
9 市民農園を増やす	48	3.0%
10 市街化区域内の農地を保全する	45	2.8%
11 企業・工場の緑化を進める	37	2.3%
12 民有地の生垣緑化などに助成する	32	2.0%

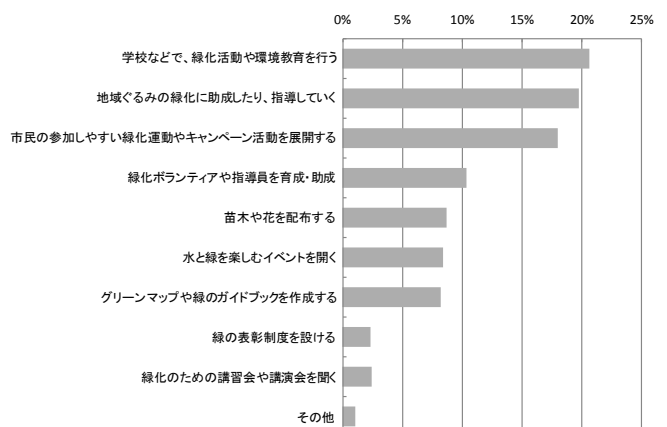
平成9年調査と上位3つは順位は変わったが同じである



問 17: 緑の普及などのために市が力を入れてほしいこと(2つ)

回答数	1081	
1 学校などで、緑化活動や環境教育を行う	223	20.6%
2 地域ぐるみの緑化に助成したり、指導していく	214	19.8%
3 市民の参加しやすい緑化運動やキャンペーン活動を展開する	195	18.0%
4 緑化ボランティアや指導員を育成・助成	112	10.4%
5 苗木や花を配布する	94	8.7%
6 水と緑を楽しむイベントを開く	91	8.4%
7 グリーンマップや緑のガイドブックを作成する	89	8.2%
8 緑の表彰制度を設ける	25	2.3%
9 緑化のための講習会や講演会を聞く	26	2.4%
10 その他	12	1.1%

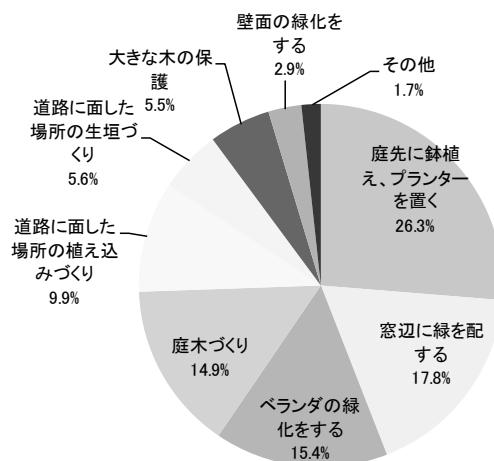
平成9年調査と上位3つは順位は変わったが同じである



問 18:「緑豊かなまちづくり」のためには参加
できること(いくつでも)

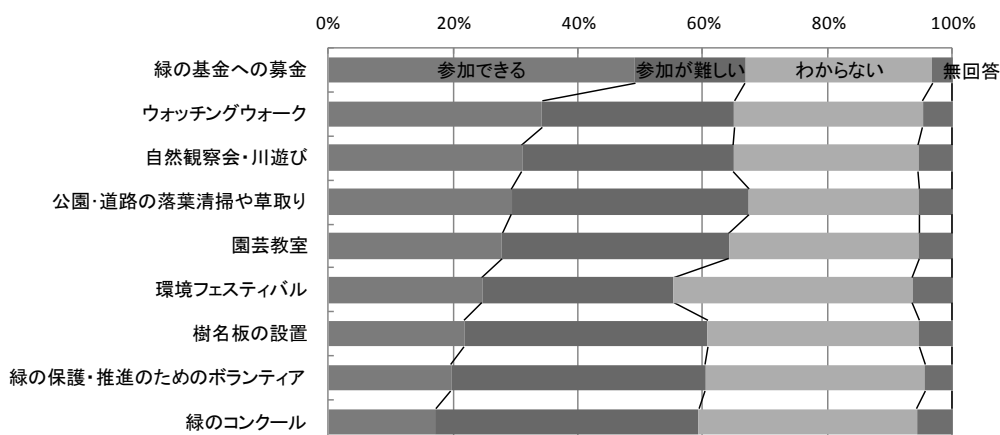
回答数	1225	
1 庭先に鉢植え、プランターを置く	322	26.3%
2 窓辺に緑を配する	218	17.8%
3 ベランダの緑化をする	189	15.4%
4 庭木づくり	183	14.9%
5 道路に面した場所の植え込みづくり	121	9.9%
6 道路に面した場所の生垣づくり	68	5.6%
7 大きな木の保護	67	5.5%
8 壁面の緑化をする	36	2.9%
9 その他	21	1.7%

平成9年調査と上位3つは順位は変わったが同じである



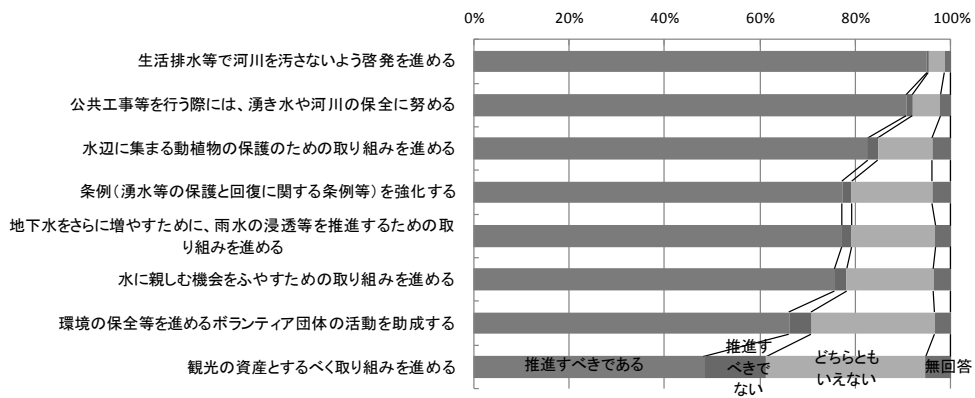
問 19 緑の活動について

回答数	564				
	参加できる	参加が難しい	わからない	無回答	
1 緑の基金への募金	277	100	169	18	
2 ウォッチングウォーク	193	174	170	27	
3 自然観察会・川遊び	175	191	167	31	
4 公園・道路の落葉清掃や草取り	166	214	154	30	
5 園芸教室	157	205	172	30	
6 環境フェスティバル	139	173	216	36	
7 樹名板の設置	123	220	191	30	
8 緑の保護・推進のためのボランティア	111	230	198	25	
9 緑のコンクール	97	238	197	32	



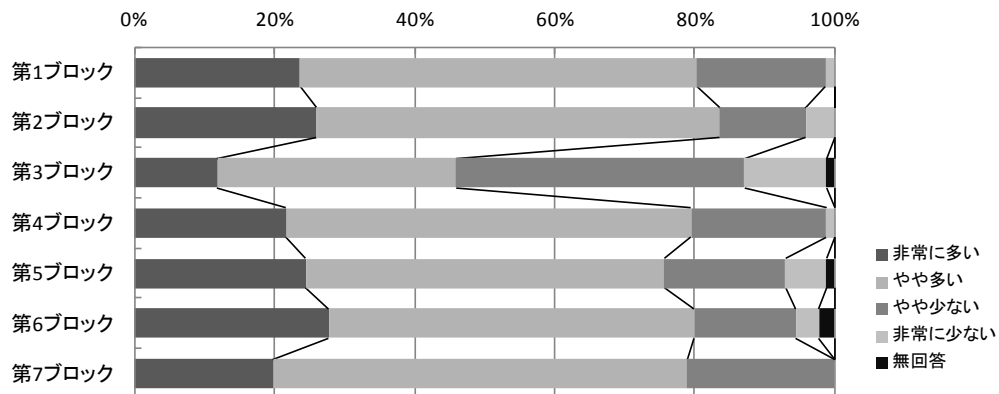
問 20 湧水や河川などの「水」を保全していくために今後の市の取り組みについて

回答数	4362				
	推進すべきである	推進すべきでない	どちらともいえない	無回答	
1 生活排水等で河川を汚さないよう啓発を進める	536	2	19	7	
2 公共工事等を行う際には、湧き水や河川の保全に努める	512	7	33	12	
3 水辺に集まる動植物の保護のための取り組みを進める	466	12	64	22	
4 条例(湧水等の保護と回復に関する条例等)を強化する	436	11	95	22	
5 地下水をさらに増やすために、雨水の浸透等を推進するための取り組みを進める	435	12	99	18	
6 水に親しむ機会をふやすための取り組みを進める	427	14	103	20	
7 環境の保全等を進めるボランティア団体の活動を助成する	373	26	146	19	
8 観光の資産とするべく取り組みを進める	272	74	188	30	

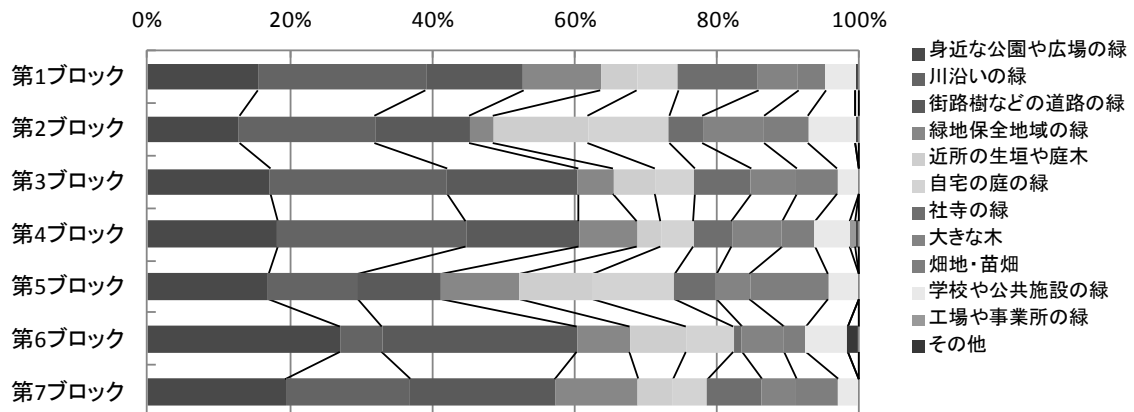


＜クロス集計結果＞

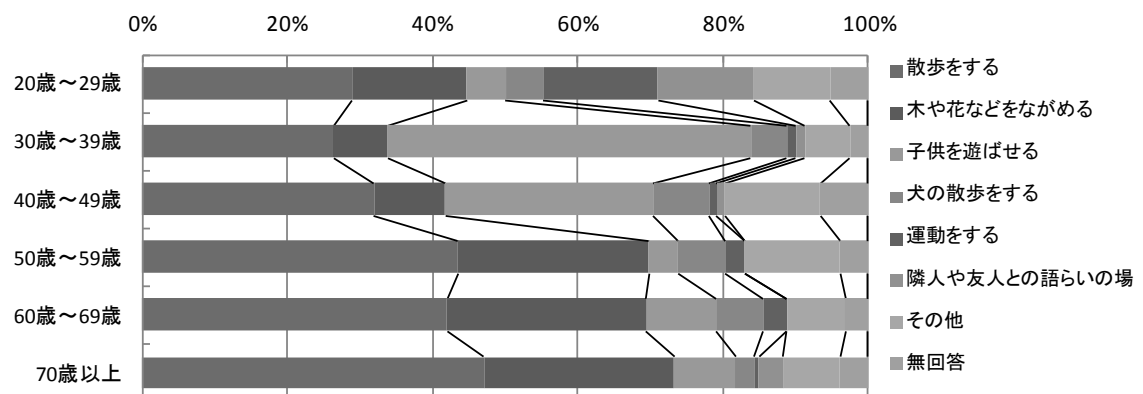
問5：お住まいの周辺は、緑が多いと思いますか（1つ） 居住区別



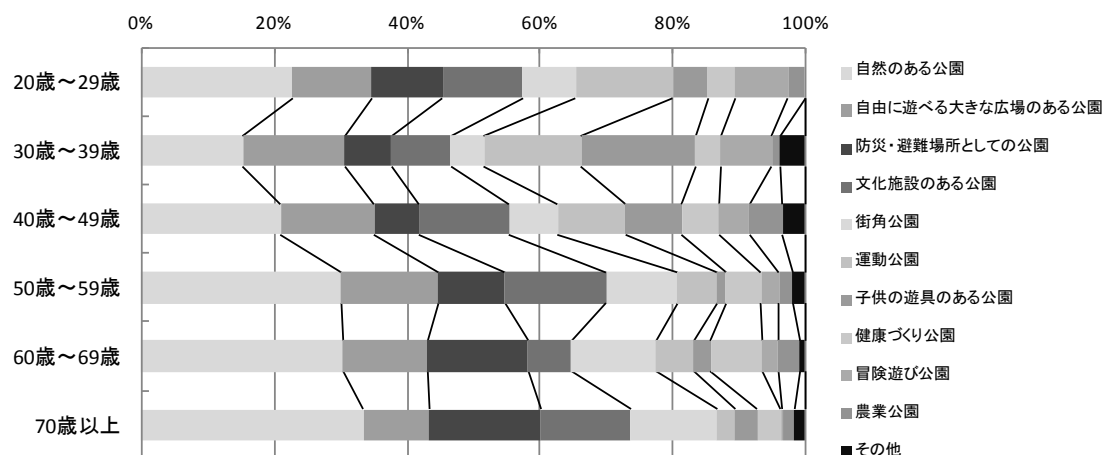
問9：お住まいの近くで「緑」を感じるのはどれですか（3つ） 居住区別



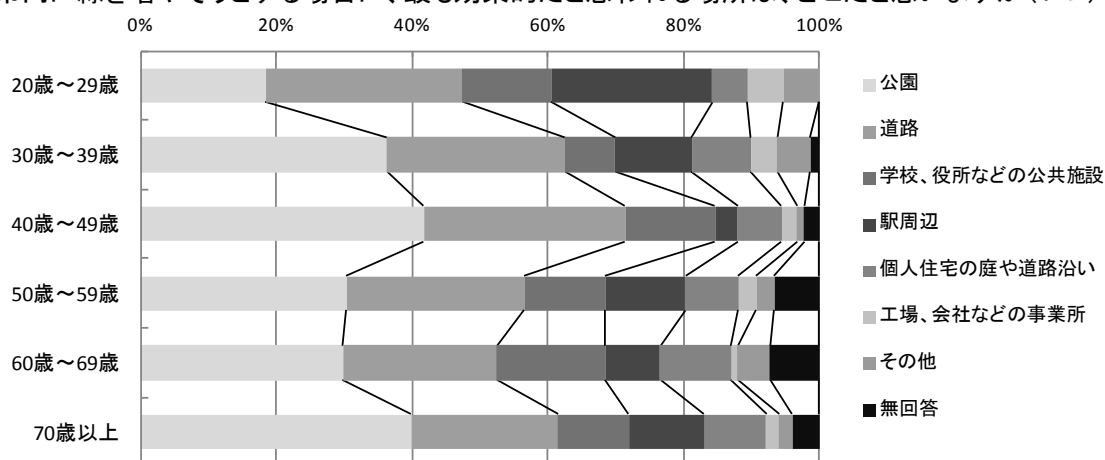
問10：公園をどのようなことで利用しますか（1つ） 年齢別



問 11：あなたは住まいの近くにどのような公園があれば良いと思いますか(2つ) 年齢別

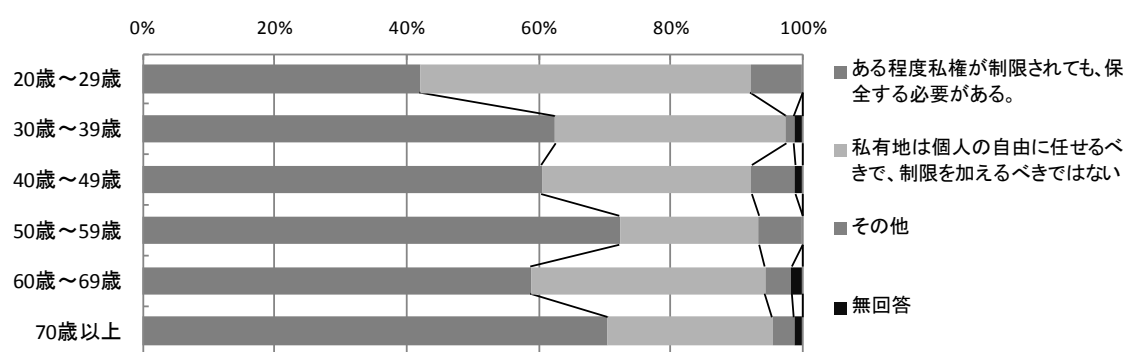


問 12：市内に緑を増やそうとする場合に、最も効果的と思われる場所は、どこだと思いますか(1つ) 年齢別

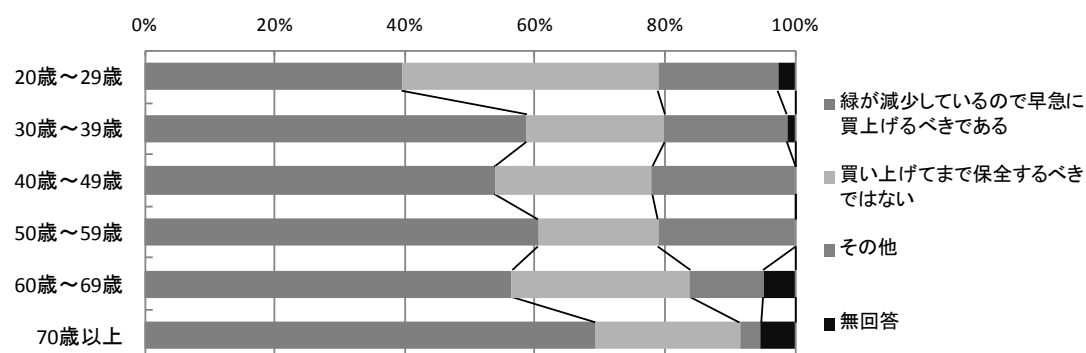


問 13：私有地の樹木や樹林地の保全について

ア あなたはどの意見に賛成ですか(1つ) 年齢別

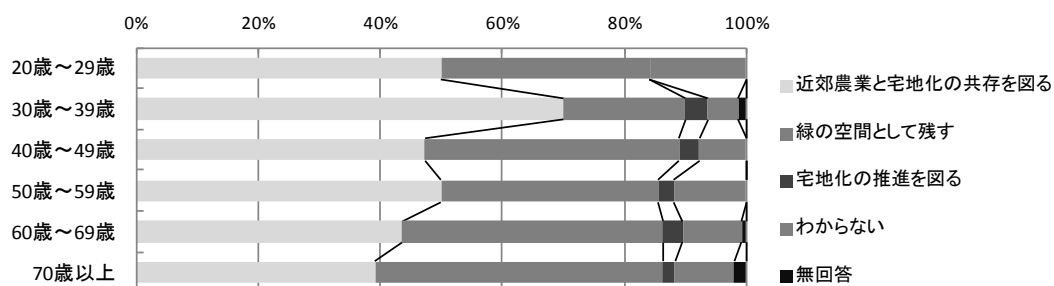


イ 公共性の高い樹林地を行政が買い上げることに對して、どのように考えますか(1つ) 年齢別



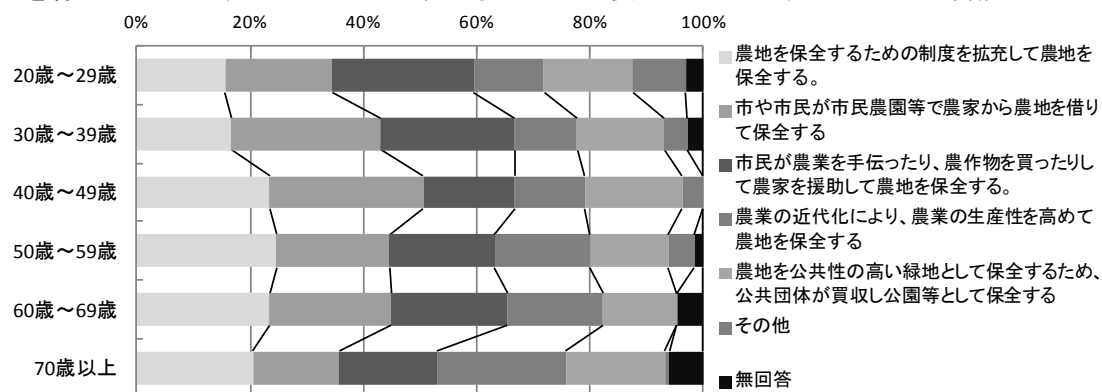
問 14：農地について

ア 東久留米市の市街化区域内の農地のあり方について、どのように考えますか（1つ）年齢別



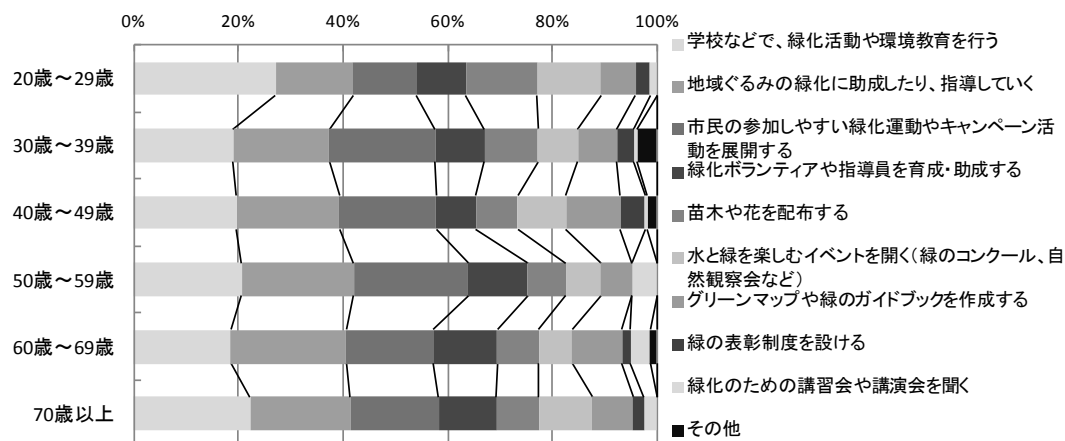
アで近郊農業と宅地化の共存を図る及び緑の空間として残すと回答した方のみ

イ 農地を緑地として残すためにどのような手だてが必要だと思いますか（1つ）年齢別

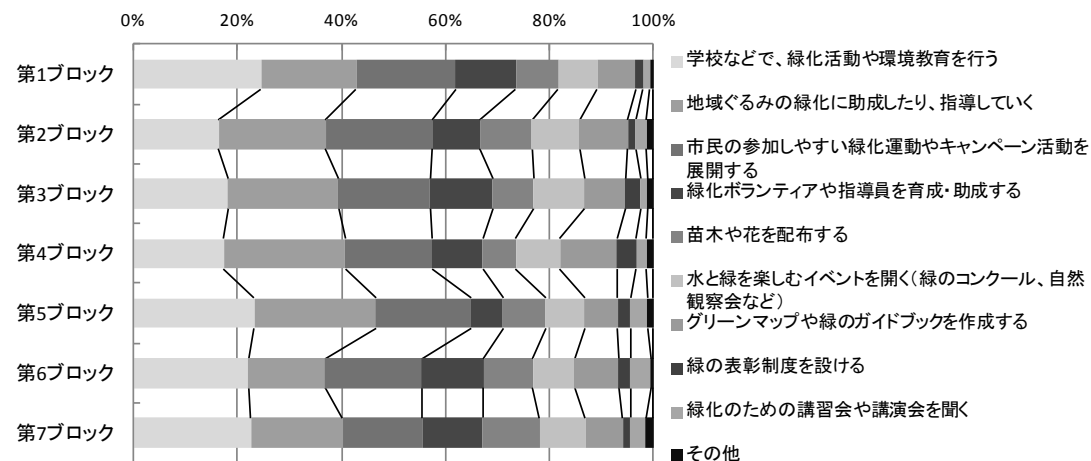


問 17：あなたは緑を普及し育て楽しむために、今後、市はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか（2つ）

年齢別

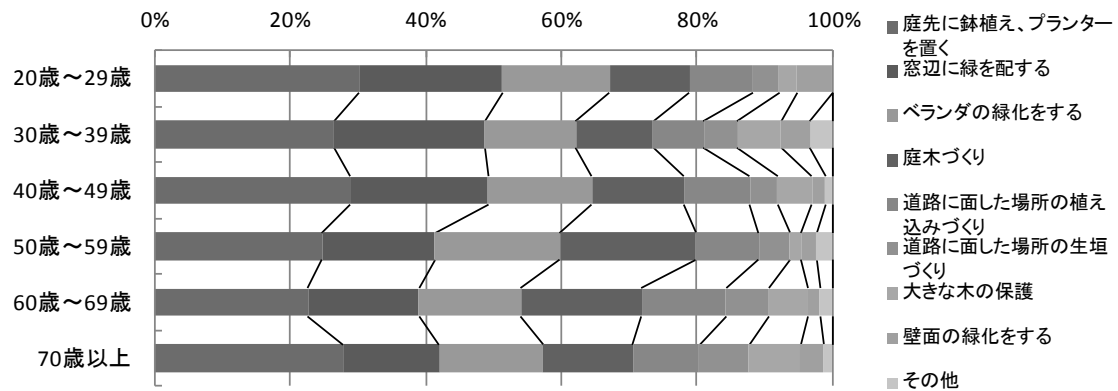


居住区別

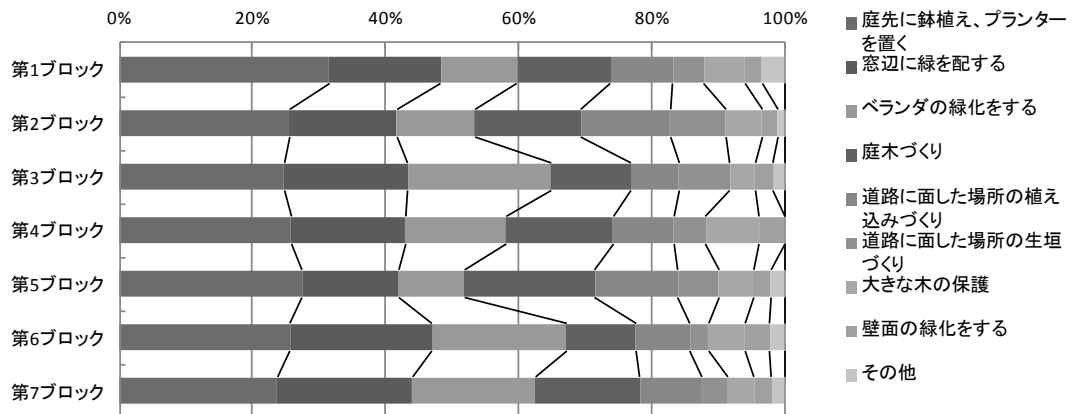


問 18:「緑豊かなまちづくり」のためには次のようなことが考えられますが、あなたのお宅ではどのようなことから参加できますか(できるものすべて)

年齢別



居住区別



資料3 第一次計画の施策の内容と実施結果

【結 果】 ×：未実施

第一次計画			番号	施策の内容	施策の結果
1 水とみどりを 守るネット ワークづく り	1A 湧水・清 流の保 全、復活	a 「湧水・清 流保全都市宣 言」、「湧水・ 清流保全条例」 （仮称）の検討	1	▼「湧水・清流保全都市宣言（仮称）」の発表の検討 ・「湧水」や「清流」を大切にしまちづくりを行うべく「湧水・清流保全都市宣言（仮称）」の発表の検討	（環）平成23年6月に「湧水・清流保全都市宣言」が行われた。
			2	▼「湧水・清流保全条例（仮称）」の制定の検討 ・樹林地や農地等の雨水が地下へ浸透する土地の確保や積極的な地下浸透を促す事業の展開等を盛り込んだ「湧水・清流保全条例（仮称）」の制定の検討	（環）平成17年6月に「東久留米市の湧水等の保護と回復に関する条例」を制定。
			3	▼透水地（樹林地、農地など）の確保 ・本計画が目標としている緑地を確保していく	（環）緑化重点地区内の一団の樹林地を取得した。（南沢樹林地 約1,800㎡）竹林公園周辺、黒目川上流域の用地取得を進めている
			4	▼雨水浸透・貯留事業の推進 ・各家庭への雨水浸透ます設置に対する助成の充実 ・公営住宅や企業の建物への浸透ます設置の要請 ・雨水の一時的な地下水槽などへ貯留し再利用する事業の検討	（環）平成11～22年の間で、既存住宅に対し265件762基の補助を行なった。
			5	▼調整池の拡大 ・河川改修の残地などを利用し、大雨の時に一時雨水をため、徐々に地下に浸透させるような調整池の設置を東京都に要請	未実施
		c 水辺の自然 環境保全	6	▼多自然型河川改修の推進 ・今後改修が行われる区域について、自然環境の保全に配慮した工事が行われるよう東京都に要請する ・市が管理する部分も、自然環境に配慮した安全な川づくりに努める	市民の声を反映した落合川の河川改修が行われた。
			7	▼ホタル水路の整備 ・ホタルの生息が可能と思われる水路に、ホタルが自然発生できるよう整備に努める	（環）ホタル・カワニナの放流、草刈を実施していたが、平成19年度をもって事業廃止。以後は市民ボランティアが主体となる。
			8	▼継続的な調査の実施 ・湧水地や河川の水量・水質・水生生物等についての基礎調査の継続	（環）水量水質については、継続調査しているが、水生生物については実施していない。（H22年に市民環境会議で実施）
			9	▼親水施設の整備 ・東京都が行う河川改修に際して、市民が水に触れたり、水辺の観察ができる場の整備の要望する ・「黒目川河川敷広場」（新所沢街道西側）など市が管理する区域も親水施設の整備を検討する	・落合川河川改修や、黒目川親水化事業により一定の整備が行われた。
		d 良好な水辺 利用の促進	10	▼散策路、サイクリング道路の整備 ・河川沿いに安全で快適な散策路、サイクリング道路をさらに整備し、市全体のネットワーク化を図る	東京都による河川沿いの整備が一定程度終了した。
			11	▼水の自然館（仮称）の建設 ・湧水のメカニズムや水辺の生物など、だれもが気軽に学習できる施設として、水の自然館（仮称）の建設を検討する	（環）未実施
					×
	1B 樹林地の 保全	a 雑木林の保全	12	▼既存制度による保全促進 ・都市公園、市民緑地、緑地保全地域、保存樹林等に関する既存の制度による整備・指定の促進と雑木林の保全	（環）平成17年に、たての緑地を都市公園として告示した。
			13	▼新たな制度の検討による保全 ・「緑地保護区域」の基準を適用しやすいように見直し、指定の促進を図る	（環）平成19年より、柳窪けやき森の広場（1,912㎡）を借り上げている。
			14	▼国への要望 ・相続時の相続税軽減等の制度ができるように国に働きかける	（環）東京都・市長会等を通じて実施
			15	▼良好な維持管理の推進 ・明るい雑木林として良好に維持管理されるよう助成制度やボランティア導入等の検討	（環）助成制度は未実施であるが、良好な維持管理に努めている。森の広場や緑地保全地域等におけるボランティア活動は、非常に活発である。
			16	▼みどりのリサイクル推進 ・枯れ枝や剪定枝、落ち葉などを腐葉土や堆肥としてリサイクルする仕組みづくりの検討	（こ）家庭から排出される剪定枝については、週1回個別回収を行い、チップ化の処理委託を実施している
			17	▼郷土景観保全地区（仮称）制度の検討 ・農地や屋敷林が一体となり、武蔵野の面影を残す地区を指定し、存続が図られるような助成制度の検討	（生学）屋敷林に囲まれて保全されている柳窪「村野家住宅」が国の登録有形文化財となった。
		b 屋敷林、大 木の保全	18	▼保存樹林の指定促進 ・持ち主がさらに有利になるような方策（助成額の増額など）を検討し、指定の促進を図る	（環）方策の検討は未実施

第一次計画			番号	施策の内容	施策の結果
1C 農地の保全	a 農のあるまちづくりの促進	19	▼生産緑地の維持・保全 ・生産緑地の実状に応じた農業振興策を導入し、維持・保全を図る ・公園としての買収など、買い取り請求等への対応の検討	(産) 農業者の高齢化や病気及び後継者不足などにより、農地を手放す場合や相続発生に伴う多額の相続税納付のため、農地を処分せざるを得ないことなどが農地の減少の原因にある。これらの解消に向けてその一つとして、援農ボランティア制度を導入した。また、生産緑地の追加指定も行なっていく。	
		20	▼生産緑地以外の農地の維持・保全 ・営農意欲の強い農家の農地については、適切な農業施策を導入し、その保全を図る ・市民による援農、市民農園等としての活用など、市民の協力による保全の検討	(産) 認定農業者制度を導入し、営農意欲のある農家の支援を行っているほか、援農ボランティア制度を導入している。また、市民農園としての農地の活用も図っており、農地の保全に向けた取り組みを行っている。	
		21	▼農地の集団化 ・土地区画整理事業等面的事業にあたっては、農地の集団化等による計画的な農地の保全の検討	未実施	×
		22	b やりがいのある農業経営づくり ・活力ある農業経営確立のための支援や育成を行い、後継者や新たな担い手の育成を図る	(産) 農業後継者育成の観点から、農業経営改善計画の認定を受けた、認定農業者が47名、2法人となっている。	
		23	c 農家と市民とのふれあいの場の確保 ▼農業体験の場の確保 ・市民の生きがいづくりと結びついた援農体制の検討 ・市民農園の拡大等 ・生きがいや生活体験の場としての農地の保全	(産) 市民農園については、農園の維持管理等を行っている。体験型農園については、農業経営の一環として農家が自ら開設しているが、今年度より新たな体験型農園の整備に着手する予定。	
		24	▼直売所、観光農業の充実 ・共同直売所の体制づくり ・地域特性に応じた観光農業の検討 ・学校給食などでの市内需給体制の検討	(学) 各農家と学校が直接契約し、地場産野菜を給食の食材として活用している。 (産) 共同直売については、JAが運営している「新鮮館」、東久留米市地場産交流組合が直売する「青空市」などで実施している。また、東久留米市農業経営者クラブで「親子農業体験」を開催し、農業の大変さを知ってもらう機会を作り、これに支援を行なっている。学校給食では、すでに地場産野菜を活用している。	
2 水とみどりをつくり育てるネットワークづくり	2A 都市公園等の整備・拡充	25	a 都市公園、緑地、緑道の整備・拡充 ▼適正な配置計画による整備 ・街区公園、近隣公園、地区公園等を適正に配置する	(環) 地区計画(土地開発・公園の再整備)により4箇所の都市公園を設置。(東口中央公園・東口南公園・ともち公園・ひばりが丘団地南公園)	
		26	▼市民参加による公園づくり	(環) 市民参加により落合川水生公園・南沢水辺公園を設置した。公園ボランティア制度により公園内に苗木の植栽を行っている。市民団体、学校法人(自由学園)等により向山緑地公園の運営計画を進めている。	
		27	▼少子高齢社会に対応した公園の造成 ・高齢者と子供たちが一緒に時間をすごせるような公園づくり ・車いすやベビーカーが通れる歩道、伝い歩きができる手すり、木陰にはベンチや固定した椅子を配置し、トイレや水飲み場も清潔に保つようみんなで協力し合う	(環) 市基準により可能な限り対応している。平成20年には、滝山公園にだれでもトイレを設置。大規模開発時に市に移管される公園においてはバリアフリーを考慮した設計がされている。	
		28	b 都市公園の緑化 ▼一定の緑被率の確保 ・高木、低木、常緑樹や広葉樹を効果的に植栽し、緑被率を高める	(環) 各々、公園によって数値の差があるが、開発によって提供される公園にあっては、面積の40%以上を緑地としている。	
		29	▼防災拠点としての緑化 ・葉が厚く水分の多い木を公園等に植え、防災拠点としての役割を果たせるようにする	現在設計中の移管公園においては避難所機能も盛り込まれている。	
		30	c 緑地保全地域等の整備・拡充 ・緑地保全地域等の指定を増やす ・倒木の撤去、林床の手入れなどを行い、自然に親しみ活用できるように整備する	(環) 現行計画以降、新たな指定は無い。倒木の撤去・支障枝の剪定等、都・市・ボランティアと協力して管理している。	
		31	d 子供の広場、森の広場、市民緑地の整備・拡充 ・子供の広場、森の広場を子供たちが利用しやすいように整備する ・市民緑地はさらに指定の推進を図る	(環) 子供の広場については、土地所有者の相続等により現行計画より設置箇所が減少しているが、市民の声を踏まえ整備を行っている。市民緑地については、増減なし。	
		32	e 市民農園の整備・拡充 ▼市民農園の整備・拡充 ・市民の生きがいやコミュニティづくりにも役立つ市民農園の整備・拡充に取り組む	(産) 市民農園については、農園の維持管理等を行っている。	
		33	f 市民ふれあい花壇(仮称)の創設 ・公園、広場、河川などの一部を市民に開放し、市民ふれあい花壇(仮称)をつくる ・市民参加による活動の中で自然に親しみ、市民同士のコミュニケーションが深まるよう支援する	(環) 公園ボランティア制度による市民の活動が行われている。	
		34	g 樹木ストックヤードの整備 ・市民が持ち寄りやすいように樹木ストックヤードの整備を検討する ・苗木の無料配布や交換会を開き、市内に緑を増やす	公園ボランティアへの苗木の配布を行っている。ゴーヤ(種)の配布を行っている。	

(環):環境政策課、(ご):ごみ対策課、(都市):都市計画課、(施):施設管理課、
(産):産業振興課、(生):生活文化課、(生学):生涯学習課、(教総):教育部総務課、
(教指):教育部指導室、(学):教育部学務課

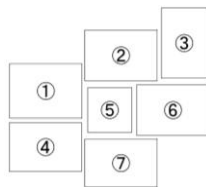
第一次計画			番号	施策の内容	施策の結果	
2B 公共施設 等の緑化 の推進	a 公共施設の緑化	35	▼緑化現況の把握と緑化基準の設定 ・公共施設はそれぞれの施設に応じて緑を増やし、心身ともにリラックスできる環境をつくる	現況把握は出来ていないものの各施設において適切な緑が設置されている。東久留米市の緑に関する条例による。		
		36	▼接道部の重点的緑化 ・新たに建築する施設には、接道部の緑化を重点的に考え、街路樹にもマッチするよう植樹し、調和のある景観を保つ	期間内に建築された施設は少ないものの接道部を含む緑化が進められている。		
		37	▼緑化計画の作成、実施 ・各々の施設、学校等と連携し、緑化計画を作成し実施する ・学校は、子供たちの意見を取り入れ、樹木や草花の選定をさせるなど、情操教育、環境教育に配慮しての取り組みを考える	(教総)市立小・中学校において、緑のカーテン、校庭緑化、校庭芝生化などを推進するとともに、ピオトーフ、コンポストなどを活用した環境学習への取組を実施		
	b 公社、公園、都営住宅の緑化	38	▼建替え時の緑化の申し入れ ・公園等は建替えにおいては現在ある緑はできるだけ残すよう、今後の計画的な緑化も含めて協力を依頼する	(環)落合川水生公園・南沢水辺公園の設置。ひばりが丘団地建替え時に、公園2箇所・緑地1箇所を設置。		
		39	▼壁面・ベランダ緑化の推進 ・市民に花いっぱい運動への参加を呼びかける	(環)平成22年度より市民に向け、ゴーヤ・花の種を無料配布		
	c 河川とその周辺の緑化	40	・市民に協力を呼びかけ、水辺環境にあった緑づくりを進める	市民と共同で、既存の植物を生かすよう草刈り等整備を行っている。		
2C まちなみの緑化の推進	a 街路樹ネットワークの創出	41	▼量感ある街路樹の整備 ・整備される都市計画道路や道路拡幅によりスペースのできた道路にも積極的に街路樹を植える ・道路幅が狭く高木の植栽が難しいところは、低木類を植えるなど量感を増やす工夫をする	(都市)平成10年度以降、約2,200mの都市計画道路を整備(都道を含む)し、街路樹を植樹した。		
		42	▼バリアフリーに配慮した歩道の創出と緑化の推進 ・段差や障害物がないよう、また歩道部分の幅にもゆとりを持たせるなど、配慮の行き届いた歩道をつくる ・沿道の植栽は、日差しが強い夏に木陰をつくるようにし、灌木類は車いすの人の視線をさえぎらない高さにする ・目の不自由な人が楽しめるよう香りのよい木を植える等の配慮をし、人に優しい緑づくりを目指す	新規の施設においては、福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリーに努めている。		
	b 散策路ネットワークの創出	43	▼遊歩道、緑道の整備・拡充	一定の整備は行われているものの近年は、新たな整備はない。		
		44	▼小河川沿いの遊歩道化 ・プランターや植木鉢を設置し、潤いとやすらぎを感じるような散策路づくりを進める	(施)実績なし	×	
		45	▼散策路ネットワーク ・「雑木林のみち」を整備し、広規格の歩道のある道路などを利用し、市内に網の目のように配置された散策路ネットワークを創出する	河川沿散策路や、道路整備も併せて一定の整備が行われている。		
	c 緑と花の家並みづくり	46	▼生垣の保全 ・剪定した枝葉の処理や助成金等について検討しその保全を図る	(環)東久留米市の緑に関する条例により指定を受けた保存生垣に対しては、補助を行なっている。		
		47	▼ブロック塀の撤去、生垣化 ・災害時の安全のためにも、ブロック塀などを撤去し、生垣化を図っていくための助成措置などを検討する	(環)保存生垣に対する助成を行なっている。 (都市)景観誘導として生け垣を推奨している。		
		48	▼苗木の供給、提供 ・樹木ストックヤードに保存している苗木などを希望者に提供し、市民全体で緑と花の家並みづくりを目指す ・苗木を持ち寄りの交換、市内の造園・園芸業者による植木市の開催等の協力体制をつくる	(環)ボランティアに対する苗木の提供を行なっている(公園) ゴーヤ(種)の配布を行っている。		
	d 都市景観の創造	49	▼都市景観の創造 ・地域の自然環境と文化に根ざした都市景観づくりに努める	(都市)地区計画で意匠の制限を規定し景観誘導を図った。		
	e 道路や構築物の修景	50	▼道路や構築物の修景 ・つる植物をはわせるなどして目にやさしく潤いのある景観をつくる	未実施	×	
	2D 民有地の緑化の推進	a 個人住宅の緑化	51	▼個人住宅の緑化 ・樹木を希望する個人住宅には、苗木を提供するなど豊かな緑づくりを進める	・苗木の提供は未実施。東久留米市の緑に関する条例による宅内緑化を義務付け、実施されている。	
		b 商店街の緑化	52	▼商店街の緑化 ・街角にポケットパークを設けたり、店先にフラワーボットを飾るなど、花いっぱい運動への参加を呼びかける	未実施	×
c 事業所・工場の緑化		53	▼事業所・工場の緑化 ・事業所や工場では、緑の環境を取り入れるよう協力を呼びかける ・敷地の境に植木を上、出入口付近の接道部に樹木をまとめて植えるなど、量感のある緑づくりへの協力を呼びかける	宅地開発等に関する条例により、開発等事業においては緑化義務があり、なるべく接道部に配置するよう基準を設け、実施されている。		
d 農地、駐車場、その他施設の緑化		54	▼農地、駐車場、その他施設の緑化 ・農地の緑の景観を残す ・緑化の難しい駐車場やその他の施設でも、草花のプランターを置くなど、緑の確保の協力依頼をする	(環)東久留米市の緑に関する条例による宅内緑化を義務付け、実施されている。 (産)農地の保全については、様々な制度を活用し、農家の支援を行っている。駐車場の緑化については、特に取り組んでいない。		
e 緑化助成制度の充実		55	▼緑化助成制度の充実 ・指定基準の見直し、補助金の増額等とともに、緑化助成制度の充実について検討する	(環)現状維持	×	
f 緑地協定、地区計画制度などの活用促進		56	▼緑地協定、地区計画制度などの活用促進 ・緑地協定や地区計画の制度をもっと活用し、計画的なみどりのまちづくりを進める	(環)緑地協定については、未実施。 (都市)地区計画で敷地内の緑化を規定し、緑化に努めた。		

第一次計画			番号	施策の内容	施策の結果
3 水と緑を守りつくり育てる人々のネットワークづくり	3A みどりにやさしい人づくり	a 環境学習の推進	57	▼市民のための環境学習 ・講座、自然観察会などによる啓発活動を盛んに行う	(環)年に1度、環境ウォッチングを実施。広域行政圏における事業で、水と緑のウォッチングウォークを実施。 平成20年に「落合川と南沢湧水群」が平成の名水百選に選定され、平成22年には「湧水保全フォーラム全国大会inひがしくさ」が開催され市の環境が内外に広く浸透した。 (生)22年度市民大学中期コースにて「東久留米をもっと知ろうー水と緑との共生」というテーマを扱った。また、毎年2回(春秋)、野草園にて市民向けの自然観察会を開催している。
			58	▼学校における環境学習 ・緑とそれを育てる水の大切さを学ぶ ・教育課程への位置づけ、副読本、教材園の整備等により実践力のある児童・生徒を育てる	(教指)総合的な学習の時間等において、ピオトーブや学校農園を活用した体験的な学習を行って児童・生徒の実践力を育てている。市民と学校(自由学園含む)共同での環境学習が進められている。
		b 実践活動の推進	59	・雑木林、公園、河川、まちなみ緑化、農業支援などのボランティア活動を体験することにより、みどりの大切さに気づくようにする	(環)市民団体による多様な活動が報告されている。 (産)援農ボランティアについては、現在検討中。
	3B 人にやさしいみどりづくり	a すべての人にやさしいみどりづくり	60	▼子供、高齢者、障害者、外国人が親しめるみどりづくり ・色々な面でハンディを負う人々に配慮したみどりづくりを進める	市基準により可能な限り対応している。平成20年には、滝山公園にだれでもトイレを設置。新たに設置される公園においてはバリアフリーを考慮した設計とされている。
			61	▼子供、高齢者、障害者、外国人向けのみどりの学習 ・車いす使用の人、目や耳が不自由な人、日本語がよくわからない外国人などが気軽に参加できるようにする	(生)外国人向け、暮らしの便利帳により、みどりの案内を行なっている。
	3C みどりの施策を進める体制づくり	a 行政内の体制づくり	62	▼みどりづくり連絡会議(仮称)の設置 ・みどりづくりの要となって施策の推進にあたる重要な機関を設置する	(環)市民環境会議・環境審議会・庁内環境会議の設置。
			63	▼緑化審議会の答申や市民の建設的な提言を生かす ・自然環境の確保に関する緑化審議会の答申を施策の中で十分生かすようにする ・市民の切実な願いに耳を傾け、真に健康で文化的なまちづくりを目指す	(環)市民環境会議・環境審議会・庁内環境会議の設置。
		b 市民の体制づくり	64	▼みどりのリーダーの育成 ・市緑化推進協力委員、東京都みどりの推進委員、東京都環境学習リーダー、環境保全推進委員等が、それぞれの持ち味を活かし、みどりづくり、環境づくりを進め、このようなリーダーの育成に努める	市民環境会議の委員や、市民団体により多様な活動が実施されている。
			65	▼緑化協力団体の育成 ・みどりづくりに携わっている人や団体が育つ条件整備に努める	(環)ボランティア登録制度を設置している(公園)市民団体により多様な活動が実施されている。
			66	▼緑化連絡会議(仮称)の設置 ・みどりづくりの担い手となって活躍する多くの人々を組織化した緑化連絡会議(仮称)を設置し、本計画の目標を共有するよう働きかけ、ネットワークをつくり、マンパワーが効果的に発揮できるようにする	(環)平成20年度に、東久留米市市民環境会議水とみどり部会により、市内のみどりに関する情報連絡を目的とした、東久留米市自然市民連絡会(任意団体)を設置した。
			67	▼市民参加のみどりづくりを進める組織 ・市民と行政とのパートナーシップにもとづく協力体制のため、みどりの推進組織(仮称)を設置する 活動内容例:環境学習推進事業の実施、リーダーの要請、緑化団体育成事業、みどりの相談事業、みどりの基金・緑の募金を進める、みどりの普及啓発活動の推進、自然に関する調査・研究、野草園の活用	(環)平成11年に東久留米市みどりの推進委員会を設置し、平成19年に市民環境会議の設置。
		d 制度(条例・要綱など)の活用と見直し	68	▼湧水・清流の保全・回復 ・湧水の涵養域となる樹林・農地の保全とともに浸透ますの設置、透水舗装、建物に降った雨水を土に浸透させるなどの施策を進め、これを支えるための制度の活用、見直しをする	(環)平成17年6月東久留米市の湧水等の保護と回復に関する条例制定
			69	▼樹林地の保全、市民農園、援農 ・市民農園として生かしたり、援農をするなど、制度の活用を図る	(産)市民農園については、農園の維持管理等を行っている。援農ボランティアについては、現在検討中。
			70	▼公園、公共施設、まちなみや民有地の緑化 ・防火樹の植栽、ブロック塀の生垣化にかかわる制度の整備に努める	みどりに関する条例により宅内緑化や生け垣の助成、宅地開発条例により緑地の整備や、景観誘導が行われている。
			71	▼緑の基金の運用 ・多くの基金を積み立てて買い取れるようにする ・湧水保全対策費等の幅広い活用方法の検討	(環)現状維持。樹林地の保全にのみ活用。 積立額は約9億円に達している(H22年度末)

(環):環境政策課、(ご):ごみ対策課、(都市):都市計画課、(施):施設管理課、
(産):産業振興課、(生):生活文化課、(生学):生涯学習課、(教総):教育部総務課、
(教指):教育部指導室、(学):教育部学務課

表紙写真：ケヤキの萌芽

裏表紙写真：①小山台遺跡公園、②柳窪の農地と屋敷林、③ナガエミクリ
④ホトケドジョウ、⑤カザグルマ、⑥南沢緑地保全地域内の沢頭湧水
⑦落合川の川遊び



表紙・裏表紙写真提供／表紙・裏表紙②③⑤⑥⑦：小松原昌男氏、裏表紙④：高橋喜代治氏

文中写真提供／P6・P12 上から 2・4・5 枚目・P14 二点・P15 左上・P18 二点・P30 左・P34 左・P35 左・
P45 上段二点・P60 上から 1・2・4 枚目：小松原昌男氏
P12 上から 3 枚目・P60 上から 3 枚目：高橋喜代治氏
P15 右上・P30 右・P45 左下：下村央行氏、P35 右：中野宏子氏

東久留米市第二次緑の基本計画

発行年月 平成25年4月

発行 東久留米市

編集 東久留米市環境部環境政策課

〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号

電話：042-470-7777(代表) FAX：042-470-7809

E-MAIL：kankyoseisaku@city.higashikurume.lg.jp

